

11月29日（金）



# 令和元年11月29日（金曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿吉瀬和明
選挙管理委員長	阿吉高林一人
監査事務局長	高吉村久
人事委員会事務局長	

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高民
政策調査課長	日高川真治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は、自由民主党児湯郡選挙区の山下寿でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、私の選挙区からもたくさんの方が傍聴においでいただいております。大変ありがとうございます。

県議会議員になり、はや半年が過ぎようとしています。まだまだ勉強することが多く、戸惑いを感じ、多くの皆さん方に大変迷惑をかけているところでございます。一日も早く一人前の議員になれるように努力いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、早いもので1年がはや終わろうとしています。ことしを振り返ってみますと、ことしは統一選挙の年で、いろいろな選挙でいろいろな選挙区から新しい議員が誕生いたしました。私もその一人でございます。

また、ことしは100年に一度と言われる甚大な被害がいろいろな地域で発生いたしました。亡くなられた方や被害に遭われた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

きのうもたくさんの方が質問されました、宮崎カーフェリー株式会社の新造船についてお伺

いいたします。

宮崎カーフェリー株式会社の新船建造において、県が40億円を貸し付けることについてお尋ねします。

過去にマリンエクスプレスから事業を継承し事業継続が困難となり、新会社をつくり過剰債務を整理した上で、新船建造、本県の経済の生命線であるからということで、いろいろと説明を受けました。それだけ重要であれば、需要も高かったのではないのでしょうか。これだけの事業を経営しながら、171億円の融資が受けられないのが理解できません。宮崎県が始まって2番目の大型融資とお聞きしますが、1番目のフェニックスリゾートとは、とても初期投資が比べ物になりません。このことは、県民にとっても非常に関心の高い事案であります。

今回の議会が始まりまして、11月18日以降、新聞、テレビ、いろいろな報道がなされ、私たちにも県民からいろいろな電話がありました。県民に迷惑をかけることは絶対相なりません。県貸し付けについては、確実に返済される見通しがあるのでしょうか。判断された知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わり、この後は質問者席から質問をさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

宮崎カーフェリーへの県からの貸し付けにつきましては、国の中小企業施策の実施機関である「中小企業基盤整備機構」が所管しております。高度化資金を活用することとしております。同機構の協力のもと、宮崎カーフェリーから提出された収支計画及び償還計画等について、慎重に審査をしております。

その結果、償還のための利益が見込まれ、堅実で実現性が高い計画が立てられていることから、確実な返済が見込まれると判断しているところでもあります。

また、今後、新船建造の経過をフォローするとともに、資金の貸し付け後には定期的に経営状況等を把握するなど、債権管理をしっかりと行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○山下 寿議員** 次に、商工観光労働部長にお尋ねします。

会社の収支計画において、新船就航後の売上げの見通しは怎么样了のか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 新船就航後の令和5年度以降の売上高は、貨物運賃収入が約44億円、旅客運賃収入が約13億円、その他の収入を含めて約61億円とされており、平成30年度実績と比べて、約2億円の増加が見込まれております。

その中で、新船は、トラックの積載可能台数が30台程度ふえるところを、上り7台程度、下り2台程度の増とし、旅客についても、個室化等による増加が期待されているところを、現状維持で試算されております。

また、費用の約3割を占める燃料費についても、新船の省エネ効果による燃費向上をかた目に試算されております。

このように、収支の両面において、かた目の試算とした上で、借入金の償還を計画どおり行いつつ、毎年度、黒字が確保される見通しとなっております。

**○山下 寿議員** 再度、商工観光労働部長にお尋ねします。

収支計画の前提となる年間の稼働日数や上下

便の貨物の利用見通しについて、お伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 稼働日数につきましては、1年間を通じて毎日運航することを基本としておりますが、ドックでの検査や荒天等による欠航を過去の実績から見込み、年間上下合わせて700便程度と設定されております。

また、貨物の利用見通しにつきましては、平成30年度実績と比較して、上りは約3,000台増の約4万5,000台、下りは約1,000台増の約3万台、合わせて約7万5,000台のトラック利用が見込まれております。

なお、トラック利用台数につきましては、新船建造により積載可能台数が30台程度増加するものの、夏場には農産物の荷が少なくなること、また、往復での利用は限定的であることなどから、先ほどお答えしましたとおり、上りで7台程度、下りで2台程度の増加と、かた目に見込んだものとなっております。

**○山下 寿議員** 次に、総合政策部長にお尋ねします。

トラックで陸路を走った場合とカーフェリーを使った場合のコスト比較はどういうふうになっているか、お尋ねします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** カーフェリーの運賃につきましては、大型トラックで、消費税と燃料調整金を含めた料金は8万9,100円となっております。

一方、トラックで陸送する場合は、宮崎インターチェンジから神戸港付近のインターチェンジまでの高速道路の料金と燃料費を合わせまして、約4万3,000円程度となっております。

なお、運転手の業務時間は1日16時間が上限とされておりますので、県内での集荷時間と行

き先での配送時間を考慮しますと、関西地域より遠くに陸送する場合には運転手が2名必要となりますので、人件費が1名分多くかかることとなります。

**○山下 寿議員** 今、知事や商工観光労働部長、総合政策部長から答弁をいただきました。

なぜこれだけの収益の高い事業が、金融機関から新会社に全額融資できないのかが、納得できません。

総合政策部長から話がありましたけれども、今、国土交通省では、自動車の自動運転化についても開発が進められています。高速自動車道路など限られた道路においては、近い将来に自動運転化が可能であるとお聞きしております。そうなりますと、先ほどは、運転手が2人要るかもしれないというような話もありましたけれども、自動運転化になれば一人で運転ができるわけですので、陸路のコストも相当安くなると思います。20年間での返済が目標の融資でございますので、大変な状況も起こり得るのかなという心配をしております。

それとあわせて、私は議員の皆さん方もなかなか納得がいかない事案であると思いますが、この議案が付託され、審査をされる常任委員会においては、過去のカーフェリー会社の決算書などいろいろな提出を求めて、慎重な審査をしていただくことを求めておきたいと思いません。

それでは、次の質問に移らせていただきます。鳥インフルエンザの発生防止対策についてお伺いします。

国は、外国人の観光誘致に取り組み、観光地では期待をしているところであります。ところが、御案内のように、中国がアメリカとの貿易摩擦で国内景気が悪く、また、隣の韓国におき

ましても日韓の関係が悪化し、アジアからの観光客が激減をしております。このようなことから、観光誘致によるインバウンドの取り組みが必要なことは理解できますが、水際貿易体制の強化を図った上で、アジアからの観光誘致をすべきものと考えております。

現在、国内では、岐阜県に端を発しましたCSF（豚コレラ）の終息が見えず、江藤農林水産大臣が、苦渋の決断によりワクチン接種に踏み切ったところであります。

また、ワクチンも治療方法もない大変脅威のASF（アフリカ豚コレラ）が、中国を初めとしたアジアに蔓延し、本県と直行便のある韓国まで発生しております。このため、国においては、肉製品の不正持ち込みの罰則強化、検疫探知犬の増頭など、水際貿易体制の強化を含めて法律を改正し、対応しようとしております。

本県においても、9月補正により水際貿易の強化が盛り込まれました。しっかりとした対応をお願いいたします。

一方、秋から冬にかけてこの時期は、野鳥が原因とされる高病原性鳥インフルエンザの発生を一番警戒しなければならない時期であります。

また、本県はブロイラーの羽数が日本一の養鶏県であり、一度発生を許せば、経済的にも大きな影響を与えることとなりますので、発生防止に向けた万全な取り組みが非常に重要と考えております。

そこで、高病原性鳥インフルエンザのリスクが高まる時期となりましたが、発生防止対策について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 高病原性鳥インフルエンザの発生を防ぐためには、鶏舎内へのウイルス侵入防止対策の徹底が大変重要でござ

ございます。

このため、全農場におきまして、生産者みずからが、鶏舎やネットの破損等を点検・修繕した後、家畜防疫員が巡回して、修繕に不備がないか確認し、きめ細かく指導しているところでございます。

また、県が調査のため設置しました監視カメラに、野生動物が鶏舎のすぐそばで確認された例もありますことから、その写真をもとに生産者への啓発チラシを作成し、危機意識の高揚も図っているところでございます。

さらに、水辺周辺などリスクの高い農場に対しましては、11月以降、再度立入指導を行うことにより、改めて、野生動物対策やウイルス侵入防止の徹底に万全を期しているところでございます。

既に渡り鳥が飛来してきており、発生リスクの高いシーズンに入っておりますので、最大限の警戒のもと、引き続き発生防止に努めてまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 高病原性鳥インフルエンザは、ここ数年、宮崎では発生していませんが、国内のあちこちで、野鳥のふんからウイルスが検出されているわけでございますので、万全の対策をよろしくお願いいたします。

次に、国土強靱化、防災・減災対策について、県土整備部長にお伺いします。

県管理河川の19水系において、洪水氾濫等による浸水被害の危険がある244カ所の対策をどのように進めていくのか、お答えください。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 御質問の危険箇所につきましては、これまで越水等が発生した箇所など、洪水の際に河川氾濫等の被害が予想される、水防上特に注意を要する箇所であります。

このため県では、危険箇所の被害軽減を図るために、現在113カ所で河川整備を進めており、3か年緊急対策においても、河道掘削等を実施しているところであります。

しかしながら、整備には多大な費用と長い期間を要することから、ハード対策に加え、ソフト対策として、市町村に河川情報を伝達するホットラインの実施や、水位情報や河川監視カメラの画像をインターネット上に発信し、住民みずからの避難行動につながる支援を行っております。

今後とも、河川整備の一層の推進に向けた予算確保に努め、ハード・ソフトが一体となった浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 再度、県土整備部長にお尋ねします。

最近では、100年に一度と言われる想像もつかない災害が頻発しております。

そんな中で、老人ホームや病院など、要配慮者利用施設の浸水被害が多く発生しています。水防法で義務づけられている要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率が、先日の報道を見ますと、全国平均では45%、本県では23%と、驚くほど進んでいないようでございます。

そこで、県内の要配慮者利用施設における、水防法に基づく避難確保計画の策定状況をお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 平成29年の水防法改正により、洪水浸水想定区域内に立地し、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を策定することが義務づけられたところであります。

平成31年3月末時点で、141施設が計画を策定

しておりましたが、県において、国や市町村と連携し、施設の所有者等向けの講習会を実施するとともに、県内6地区に直接出向き、関係する全市町村に対して、具体的な指導・助言を行ったところ、本年10月末時点では395施設が増加し、現在536施設において計画が策定されたところであります。

県としましては、今後も、各関係機関と連携を図り、全ての対象施設において計画が策定されるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 大きい水害がありますと、病院や老人ホームが浸水している状況を、我々新聞でよく目にするわけですが、どうか一日も早く要配慮者利用施設の避難計画を作成するように、指導を要望しておきたいと思っております。

次に、和牛甲子園についてお伺いいたします。

ことしの10月、小林市主催で、第1回目となる全国和牛ハイスクールサミットが3日間の日程で開催され、全国31の農業高校から330人の高校生が集まり、畜産共進会の見学やシンポジウム、技術研修会などが行われました。和牛を通して仲間づくりやきずなも深まり、参加した全国の高校生から大変好評であったようでございます。

この取り組みは、来年度も継続の予定とお聞きしております。担い手育成の観点から、引き続き、県としても小林市と十分連携して、魅力ある大会づくりをお願いしたいと思います。

さて、同じく農業高校を対象にした和牛甲子園という大会があります。この大会は、全農が主催し、第3回大会には、全国の高校生17県から30校が出場しまして、和牛肥育の高校生チャンピオンを決める、全国の和牛甲子園でありま

す。九州からも佐賀県、熊本県、鹿児島県などが出場しているようです。

そこで、県内農業系高校における和牛に関する学習の現状について、教育長にお伺いします。

**○教育長(日隈俊郎君)** 和牛の学習には、大きく繁殖と肥育の分野がありますが、現在、高鍋農業、都城農業、小林秀峰、高千穂の4校において、本県の和牛農家の大半を占める繁殖の基礎的な学習を行っております。その後の肥育に関する学習につきましては、県立農業大学校に進学後、より環境の整った農場で、実践的学習を行うという流れができております。

しかしながら、近年、繁殖から肥育までの一貫経営の大規模化と増加に合わせて、後継者育成の指定校である高鍋農業でも、肥育に関する学習を取り入れています。その一環として、肥育牛を毎年1頭出荷しまして、学校即売会で精肉販売を行ったり、海外輸出や、ふるさと納税の返礼品にしたりするなど、経営を意識した学習にも取り組んでいるところであります。

**○山下 寿議員** 現在の農業高校の農場では、繁殖牛の飼養管理技術の実習が中心に行われているとのことですが、前回の和牛能力共進会の肉牛部門でも、内閣総理大臣賞を受賞した実績がある宮崎県であります。多くの農家や団体、行政が実績をつくってきた和牛肥育の取り組みを、しっかり高校生に伝えていくべきであると考えます。

そこで、和牛甲子園の参加について、今後の見通しを教育長に再度お伺いいたします。

**○教育長(日隈俊郎君)** 和牛甲子園は、肥育技術と生産意欲の向上、及び将来の畜産業の後継者・担い手育成を目的としておりまして、日ごろの実習の取り組みと、肉質分野の評価を競

う大会であります。

議員御指摘のとおり、後継者育成の観点から、肥育の農場学習も大切であると考えますので、大会の参加に向けて、今後チャレンジしていきたいと思います。なお、参加させる肥育牛につきましては、育成から肥育までに約30カ月を要しますので、毎年1月に開催される和牛甲子園に参加するためには、大会期日に合わせた肥育期間の確保が必要となります。

したがって、県教育委員会といたしましては、畜産科を有する高鍋農業、都城農業2校において、令和3年度の大会への参加を目標に、関係機関の協力を得ながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 教育長は、令和3年に向けて計画をしたいということでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。参加に向けては、いろいろと課題もあろうかと考えますが、ぜひ実現をさせていただきたいと思ひます。

そして、この和牛甲子園の参加に向けては、教育委員会と農政水産部が連携して取り組んでいくべきと考えますが、農政水産部長の考え方をお伺ひいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業高校の全国レベルの共進会への参加につきましては、教育委員会との連携によりまして、繁殖牛部門において、全国和牛能力共進会に出品し、すばらしい成績をおさめたことで、全国に本県高校生の力強さを発信することができたと考えております。

今回、和牛甲子園の参加に向けて取り組まれるということは、本県の宮崎牛づくりを支える人材育成にも大きく貢献するものと考えております。

このため、農政水産部といたしましても、県共進会等を肥育に関する学習の機会として活用するとともに、関係団体と飼養管理などの技術指導を行うことで、和牛甲子園という高校生の新たなチャレンジを最大限サポートしていきたいと考えております。

○山下 寿議員 年に1回開催されるこの大会の狙いは、高校の、高校球児ならぬ高校牛児たちに、大会に出るといふ具体的な目標を持たせ、やりがいを感じてもらい、ぜひ将来の担い手になってもらいたいという願ひが込められております。

ですから、まずはこの和牛甲子園への参加を実現させていただきたいと思ひます。将来的には、県内の農業高校を対象にした本県独自の共励会も夢ではないと思ひます。

また、農業高校の生徒たちは、畜産農家の子供たちだけではありません。高校に入学して、たまたま和牛に出会った生徒も少なくありません。そのような生徒たちにも、和牛甲子園をきっかけに、牛飼いの楽しさ、そして牛飼いへの興味と情熱を持っていただけたら幸いです。ぜひそうなるように願ひしています。

以上、これからの宮崎牛づくりを担う若い力に期待を込めて、次の質問に移らせていただきます。

日米貿易協定後の農家対策についてお伺ひいたします。

T P P 11に始まり、日 E U ・ E P A に続く協定、日本にとって一番身近なアメリカとの日米貿易協定が、10月8日に署名が行われ、来年1月に発効するようです。

政府の試算によると、2018年度のG D P水準で換算すると約4兆円に相当し、約28万人の雇用が増加すると言われております。

一方、農業生産の影響試算では、最大1,100億円が減少し、国内牛肉は最大で474億円、乳製品は246億円、豚肉は217億円が減少すると発表しました。

日米貿易協定後の発効が見込まれる中、農家の不安を払拭するために、県としてどのような姿勢で取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 日米貿易協定は、来年1月の発効に向けて、国会での審議が行われております。今御指摘がありましたようなTPP11、日EU・EPAに続く協定の発効によりまして、国際的な競争はますます激しくなっていくものと考えられます。

これらの経済連携協定は、関税引き下げなどによりまして輸出の拡大等が期待される一方で、本県の基幹産業である農林水産業を初め、幅広い関連産業等への大きな影響も懸念される所でございます。

このため国に対しまして、これまでも機会あるごとに、関係者への十分な情報提供と丁寧な説明や、協定発効後の影響の継続的な検証、そして、万全な対策の実施と本県への重点配分などにつきまして、県議会、関係団体とも連携して要望を行ってきている所でございます。今月15日にも、私が農林水産省を訪問して、緊急要請を行った所でございます。

県としましては、これらの経済連携協定によりましてプラスの効果を最大限に発揮するとともに、マイナスの影響を最小限にとどめるよう、農林水産業の成長産業化に向けて、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 農政水産部長にお伺いします。

政府は、数千億円規模の補正を考えているよ

うでございます。また、農産物輸出促進法が成立し、手続も簡素化し、対応するようでございます。日米貿易協定にかかわる農家対策についてどのように対応されるか、お聞かせください。

**○農政水産部長(坊菌正恒君)** 日米貿易協定を初め、TPP11等に対する農家対策につきましては、国が、「総合的なTPP等関連政策大綱」の改定と、それに合わせて補正予算を編成するとの情報がございます。

県としましては、そのような国の動向等も踏まえながら、引き続き、「宮崎県TPP対応基本方針」に基づきまして、セーフティーネットの強化や生産体制の構築、輸出体制の強化など、本県農業の構造改革に向け、今後とも取り組んでまいります。

特に、生産基盤の強化は大変重要でありますことから、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業等を活用した施設等の整備、省力化や生産性向上等につながるスマート農業の推進、農地の担い手への集積や大区画に向けた圃場整備などの対策を積極的に推進してまいります。

県といたしましては、国際化の大きな流れにあっても、生産者が安心して経営に取り組んでいけるよう、本県農畜産業の競争力強化に、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 今、知事からも答弁をいただきました。農政水産部長も担当しているわけですが、しっかり対応していただきたいと思っております。

特に、宮崎から江藤拓農林水産大臣が誕生したわけですから、積極的に要望していただき、宮崎の農業を支えていただきますよう、お願いをしておきます。

次に、県内の高齢化対策についてお伺いいたします。

県内の高齢化に対する取り組みでございますが、こうなることはわかってはおりましたが、とうとう来たかと心配するところであります。

本県の総人口に占める高齢化率は32.2%、一番低いところで三股町の27.8%、最高は美郷町の51.8%で、40%を超える自治体が10市町村あります。

今後ますます高齢化が進展することを想定する中で、県としてどのような取り組みを行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 本県の高齢化率は、本年は32.2%、2025年には35.0%に達しまして、3人に1人は65歳以上の高齢者になると推計されております。

今後ますます高齢化が進んでいく中で、いかに地域社会の活力を維持し、高めていくかが重要な課題となっております。

県といたしましては、高齢者自身が地域社会の活力を維持・増進する担い手として生き生きと活躍できるよう、老人クラブの活動や宮崎ねんりんピック等の支援を行っております。

さらに、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む市町村を支援することによりまして、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 高齢化がますます進んでいきます。人口減少対策を一生懸命今やっているわけですけども、若い世代に負担が多くかかるようになります。若い世代に少しでも負担がかからないように、いろいろな対策を講じていた

だき、若い世代の負担が減少するような政策をぜひ進めていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、人口減少を可能性に変える地方創生ということでお聞きしたいと思っておりますが、実は私、先日、自治振興セミナーを埼玉県さいたま市で受講してまいりました。すばらしいセミナーであったと思っております。

昭和30年に5つの村が合併し、人口2万人の町が生まれております。しかし、その町も過疎が非常に進みまして、人口減少を受け入れ、数ではなく過疎の中身を改善すると、外部から若者やクリエイティブな人材を誘致することによって、人口減少の健全化を図るとともに、ICTインフラ等を活用し、多様な働き方を実現できるビジネスの場として価値を高めることによって、農林業のみに頼らない、均衡のとれた持続可能な地域を目指すということで、地方創生をやっております。

四国の徳島県の山の中の町だと思っておりますが、徳島県神山町、人口5,300人の地方創生の取り組みについて聞きますと、この地方創生のやり方は、非常に全国でも有名とお聞きしております。恐らく知事も、このことはよく御承知かと思いますが、こういうまちづくりについて、知事はどうお考えか、所見をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今御指摘がありました徳島県神山町におかれましては、首都圏のICTベンチャー企業等の誘致を地域活性化の起爆剤にするという方針のもとで、県との連携のもと、高速ブロードバンド環境の整備や、サテライトオフィスの開設・運営費用に対する支援等を行い、移住者の増加や地元雇用の創出につながったものであります。

この事例では、熱意ある地元のNPO法人与自治体が連携をしながら、移住者の住居の確保など、さまざまな課題を解決してきた点が特徴的であると考えております。

人口減少の状況や課題は、地域ごとに異なっております。神山町のように、それぞれの実情に合わせて、また強みを生かして、移住・定住の促進や若者の県内定着等に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本県におきましても、日南市や宮崎市では、IT企業の立地などが進んでおる例もございますし、サーフィンやロッククライミングが移住に結びついているような例もございます。

今後とも、県が市町村と連携をして、各市町村の実情に応じた対策の検討やその具体化に向けて、県外の若者に情報を届ける仕組みづくりや、中山間地域における第1次産業に就業しやすい仕組みづくりなど、人口減少対策を初めとする地方創生の取り組みを鋭意進めてまいります。

**○山下 寿議員** 人口が減少することに妥協するわけではございませんけれども、今、知事からもお話がありましたように、いろいろな形で、県民が生きがいを持って暮らせるような地方創生をつくっていただきますように、要望をしておきます。

次に、太陽光及び風力発電施設についてお伺いします。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度、通称FIT制度開始後に、林地開発許可を行った太陽光及び風力発電施設の箇所と面積について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** いわゆるFIT制度は、平成24年7月1日から運用が開始されておりますが、本年10月末までに林地開発許

可を行いました施設は、太陽光発電施設が、宮崎市や国富町など9市10町の46カ所で、林地開発に係る許可面積は、合計で約519ヘクタールとなっております。

また、風力発電施設が、同様に串間市と五ヶ瀬町の2カ所で、約20ヘクタールとなっております。

**○山下 寿議員** 実は私、バイオマス発電を行っているわけですが、皆さんから、山がはげ山になるといって、非常にいろいろと意見があるわけがございます。切った山には再造林を行って、ちゃんと木を植えていくわけですが、今話がありました539ヘクタールの元山林は、最低でも20年間は山に復元することはありません。FIT制度で開発された山林は、意外と場所もなだらかな山で、杉生産日本一を誇る宮崎県としては、非常に残念な状況ではないかなと思うところでございます。

太陽光発電施設について、もう一度お伺いしますが、最初の買い取り価格が42円と高い価格が設定され、利益率が高く、海外からの投資家が殺到し、県内にも外資系のメガソーラーが幾つもあるようですが、国のFIT制度終了後、放置されるようなことになることになり、大変なことになります。パネルには有害物質が含まれるとお聞きしております。

今後、増加が見込まれる太陽光パネルの処理についてどのように対応されるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 議員御指摘のとおり太陽光パネルには、一部鉛等を含んだものや、感電等の危険もありますことから、中央環境審議会などにおいて、リユース・リサイクルを前提にした最終処分までの適正処理について検討がなされ、国から平成30年にガイドライ

ンが示されたところであります。

県では、国のガイドラインに基づいた適正処理の徹底を、関係団体や市町村を通じまして、産業廃棄物処理業者を中心に、幅広く周知・指導しているところであり、不法投棄などの不適正処理が発生しないよう、廃棄物監視員による監視指導も実施しているところであります。

今後とも国や市町村と連携し、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 特に慎重に対応していただきたいと思うのが、先ほども申し上げましたとおり、外資系の資本が大分設備をつくっております。そういう発電設備につきましては、慎重に、万全を期して対応していただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、宮崎県の医師確保についてお伺いします。

宮崎県は、以前から県内の医師不足に悩み、いろいろと対策をとられてきたようでございます。高齢化は急激に進行、医師を必要とする人口は今以上に拡大するわけでございます。

宮崎大学医学部に県内枠及び地域特別推薦枠がつくられ、医師確保に努められているようですが、その実績と実態、そして今後の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 平成31年4月現在で、宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠推薦で入学し、医師となった105名のうち、県内で勤務する医師は79名、県外で勤務する医師は26名となっております。

県といたしましては、地域枠等医師の県外流出防止に向けて、出願時の面接と誓約書により意思確認を行うとともに、今年度からは、新たに宮崎大学医学部に配置した医師2名による働

きかけを強化するなど、取り組んでいるところであります。

また、今年度、医師のキャリア形成プログラムを策定することとしております。これは、医師免許取得後、原則9年間、県内で勤務すること、研修、勤務先の医療機関を定めること、その過程を通じて、医師としての能力の開発及び向上を図ることなどを内容とするものでありまして、来年度から臨床研修を開始する地域枠等医師から、このプログラムを適用することとしております。

今後とも宮崎大学医学部、県医師会及び関係医療機関等と連携して、地域枠等医師の県外流出防止に向けて、全力で取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 県立病院も新しくなるわけでございます。医師の必要性は格段と高まってきているわけでございます。せっかくの取り組みでございますので、どうか大切にしてくださいまして、1人でも多くの医師確保ができますように、要望をしておきたいと思っております。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○丸山裕次郎議長** 次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。本年最後の一般質問の機会をいただきました。ありがとうございます。本日は11月29日、いい服の日です。またしても同僚の高橋議員に教えていただきました。ブランド物でもなく、高額でもありませんが、お気に入りのスーツを着てまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、紅葉がすばらしい季節を迎えました。しかし、永田町では桜が満開なのか、連日桜の

話題が報道されていますが、本年を振り返ってみますと、全国的に災害が発生し、今までとは規模が違う広域にわたる深刻な被害が連続しました。延岡市でも台風17号による竜巻が発生し、住宅や農業用ハウスに大きな被害が生じました。

J Rの赤い特急列車が横転した平成18年の竜巻被害がまだ記憶に残る中、復旧に向けて立ち上がっているときの10月9日、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。吉野彰さんが2019年のノーベル化学賞を受賞することが公表されました。スマートフォンやパソコン等に広く使われているリチウムイオン電池を開発し、私たちの生活に大きな革命を起こしてくれた貢献が認められたものです。

そして、このリチウムイオン電池の開発に延岡の地が大きく関係しており、吉野氏自身が、「リチウムイオン電池の半分は延岡から誕生した」と話しております。延岡で開発、研究していたカーボン繊維が電池の負極素材の発見の発端となり、また商品化に向けて安全性を証明したのが、同じく延岡市内の東海工場です。

この工場は以前、ダイナマイト工場と呼ばれていたこともあるダイナマイト製造工場でもあり、安全性を確認する爆発実験をする施設も有しております。

ノーベル賞をつくったのは、ダイナマイトを発明し巨万の富を得た、アルフレッド・ノーベルです。しかし、本来の目的とは違う戦争に使われるようになり、「死の商人」と呼ばれ、心を痛め、人類のために大きく貢献した人に授与するためにノーベル賞は創設されました。伝統と権威ある最高の賞としてたたえられています。

吉野さんは、ダイナマイト爆発実験場で最終

的な実験を済ませ、今回のリチウムイオン電池の商品化に至り、今回の受賞につながりました。今回の受賞には不思議な縁を感じます。

ちなみに私が生まれたのは、この工場に隣接する地域で、ダイナマイト爆発実験の音を聞きながら育ちました。毎年、延岡市教育委員会の講師派遣事業で、市内の中学生がこの工場に見学、研修にまいります。この中から、いずれ社会に大きく貢献する人物が育ってほしいものです。

それでは質問に入ります。まず、知事の政治姿勢について伺います。

県より6月に、平成28年度の「県民経済計算」が公表されました。この数値を見ていますと、意外な思いがいたしました。11年前からの統計になりますが、この間、口蹄疫の後遺症や大幅な人口減少、深刻な人手不足等々、マイナス要因しかないように思っていたのに、県民1人当たりの平均所得は240万7,000円で、全国平均の308万7,000円には大きな開きがあるといえ、過去11年間で最高になっております。

県民所得には、雇用者報酬のほかに財産所得や企業所得も含まれており、個人の所得をあらわすものではありませんが、県民にその実感があるのかは疑問ですが、驚きの数値です。県内総生産は名目で3兆6,840億円、経済成長率は前年で1.8%増、物価変動の影響を除き推計した実質経済成長率も0.8%増となり、2年連続のプラス成長となっています。

そこで、1人当たりの県民所得が伸びていることについて、知事の感想を伺います。

次に、厚生労働省が9月に、再編・統合の議論が特に必要として、424の公立・公的病院リストが公表され、大きな波紋、そして反発を呼んでいます。

本年2月には、厚労省は医師少数県を公表し、九州で唯一本県が選定されました。医師数は全国平均に近いのですが、医師偏在指標に基づいて、本県が医師少数県と判断されたものです。その医師少数県に選定しておきながら、本県の7つの病院を再編・統合の対象として選定しています。政府は2025年までに、規模縮小も含めた再編・統合を終える計画です。日本は、先進国の中で人口当たりの病床数も多く、不要な長期入院を招いている。病床数を減らしながら、診療報酬の高い急性期病床をリハビリ用病床に置きかえていけば、長期入院も医療費膨張も抑えられる。さらに、分散する病床を集約して当直体制等を厚くすれば、勤務医の過重労働や地方の医師不足も改善できるともくろんでいるようです。そこで、全体の6割が赤字で、自治体の一般会計から多額の支援を受ける公的病院がターゲットになったようです。

しかし、中山間地を多く抱える本県において、地域の病院が統合されるのは死活問題です。今回の厚労省の再編・統合の議論が必要とする病院名公表に関して、知事はどうお考えか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。1人当たりの県民所得についてであります。

県民経済計算における県民所得を見ますと、雇用者報酬はおおむね横ばいで推移をしておりますが、企業所得がふえていることにより、全体額としては毎年度伸びている状況にありまして、こうしたことを背景に、1人当たり県民所得も近年増加傾向にあります。議員から御指摘がありました、きょう11月29日はいい肉の日

でもあります。1人当たりの肉の消費量もふえるのではないかと期待をしておるところであります。

県におきましては、これまでも、県民所得の向上には企業の稼ぐ力を高めることが重要であるという考え方のもとに、フードビジネスを初めとする成長産業の振興や中核企業の育成等に加え、各産業分野におけるスマート化など、企業や産業の収益力向上に努めるとともに、給与等の処遇改善を産業界に呼びかけているところでもあります。

今後とも、本県の特性を生かしながら、地域経済の拡大と循環に努め、人口が減少する中にもあっても県民所得の向上が図られるよう、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、国の公立・公的病院名の公表についてであります。

今回の発表につきまして、本県では7病院が対象とされましたが、いずれも政策医療や地域唯一の病院として、機能的・地域的に重要な役割を果たしている医療機関であります。国の発表は、一部の診療実績をもとにした分析手法であること、病院名の公表が急であったことから、住民に不安を与えかねず、国においては、地域の実情を踏まえた、より丁寧な対応が必要であると考えております。私としましても、全国知事会を通じて国へ働きかけるとともに、本県の実情について国に訴えてきたところでもあります。

今後とも、県民が安心して適切な医療が受けられる体制の確保に向け、地域の実情も踏まえ、各対象病院や地域医療構想調整会議の協議等における地域の意向を十分に尊重しながら、県としても必要な支援、協力を行ってまいります。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 ありがとうございます。

東京商工リサーチ福岡支社は、2018年度の単体売上高が100億円を超えた本県の企業が、前年より5社増加し、29社になったと発表しています。好調な自動車や建設・不動産の業種で業績がアップしており、10年ぶりの高水準となったようです。

ただ、今後、米中貿易摩擦や日韓の関係悪化など、マイナス要因があるのは心配です。県民所得は、先ほども申しましたように、雇用者報酬のほかに、財産所得や企業所得も含まれており、純粋に個人の所得をあらわすものではありませんが、地域経済が活性化するよう、引き続き御尽力をよろしく願いいたします。

公立病院の再編ですが、中山間地は民間病院も少なく、少々効率が悪くても、地域住民の命を預かる大きな責任を持ちながら、少ない医療スタッフで地域医療を支えています。逆にそういう病院にこそ手厚い財政援助をしてほしいものですが、全国知事会としてはどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 国の発表が、9月26日でありました。これを受けて、全国知事会では翌日、「全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言いがたい」とするコメントを発表しまして、その後設けられました、全国知事会を含む地方3団体と厚生労働省及び総務省により「地域医療に関する国と地方の協議の場」の中で、知事会としての意見を伝えてきたところでもあります。

第2回の協議の場におきましては、全国知事会から、公立・公的病院、民間病院の別なく思い切った国費による財政支援や、地域の実情に応じた実質的かつ効果的な医師偏在是正対策の

実施など、6項目を求める意見書を国へ提出したところでもあります。

今後とも、持続可能な地域医療体制の確保に向けて、全国知事会と連携を図りながら、国へ強く働きかけてまいります。

○田口雄二議員 この公立病院の再編に関しましては、事前に国からの相談は全くなかったと聞いております。2月の医師少数県を公表した際も唐突だったと伺っております。これまでも、国の指示に従い医療体制を整えてきたのに、地方の声を聞くことなく、いきなり既成事実をつくって進めていくやり方は、腹立たしいところがあります。地域の反発は大きいのですが、県は2015年度から、県内の7構想区域で地域医療構想調整会議を開催し、将来の必要病床数や地域医療構想について協議中ですが、この7病院は今後どう位置づけられるのか、今回の国の方針を参考にして協議が進められるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 地域医療構想につきましては、現在、各地域の調整会議におきまして、昨年度、各医療機関が作成した将来方針をもとに、2025年に向けた医療提供体制を構築していくための具体的な協議が進められております。

御質問の7病院につきましては、今後、国からの通知を受け、県からも対象病院へ将来方針の再検証を要請することを経まして、各地域の調整会議で協議が進められてまいります。

この協議に当たっては、現在、それぞれの病院が、政策医療や地域唯一の病院として、機能的・地域的重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、国が発表したデータのみならず、地域独自のデータも参考にしながら、地域の意向を十分に尊重して、協議が進められていくもの

と考えております。

**○田口雄二議員** 中山間地では、少ない医療スタッフで地域医療を支えています。地域の実情を把握しての検討をよろしく願いいたします。

次に、人材確保対策のプロフェッショナル人材戦略拠点について伺います。

販路開拓、新事業の立ち上げ、生産性の向上、経営管理、事業承継等々の専門的スキルと知識を持つ人材を県内企業に呼び込む活動を平成28年1月からスタートしており、国と県の事業になります。東京以外の各都道府県につくられましたが、その後、沖縄県は撤退したようです。東京と沖縄県以外の都道府県に設置され、人材不足が叫ばれる中、まさに県内の企業が求めるプロの人材をこの宮崎県に連れてくることは、至難のわざではないかと思えます。拠点の設置以来、間もなく4年を迎えようとしていますが、プロフェッショナル人材戦略拠点の運営体制及び成約実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業が経営課題を解決し、成長を目指す上で必要としている、専門的な知識や経験を持つ人材を採用するための支援を行っております。

本県では、平成28年1月に拠点を設置し、当初は県直営で運営しておりましたが、平成30年度からは、中小企業診断士協会へ全面的に業務を委託する体制とした結果、企業への訪問面談件数がふえ、経営課題の分析や助言等を、よりきめ細かに行うことができるようになりました。

こうしたことから、拠点立ち上げから平成29年度までは、事業周知のためのいわば種まきの

期間だったことありますが、成約実績は合計で14名でした。しかしながら、平成30年度は28名、今年度は10月末までに36名と、順調に実績を伸ばしております。

**○田口雄二議員** 平成30年には体制も強化され、成約実績は順調に推移し、今年度の目標は20名であったのに、10月末で既に36名と、貴重な専門家の実績が上がっています。このままいけば、今年度中には50名近くになるのではないかと、大変楽しみにしております。

次に、これまで成約に至ったプロフェッショナル人材の年代別、職種別、地域別の傾向について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** プロ人材の成約実績は、ことし10月末現在で累計78名となっております。

年代別の傾向を見ますと、40歳未満が41名と全体の約半数以上を占めており、比較的若い世代が多くなっております。

次に、職種別では、「製造管理・開発職」が26名で全体の約33%と最も多く、次いで「営業職」が22名で全体の約28%となっており、その2つの職種が半数以上を占めております。

さらに、地域別では、宮崎市が37名で全体の約47%、延岡市が16名で全体の約21%などとなっており、企業数が多い市に集中している傾向があります。

**○田口雄二議員** 私は、漠然と本県出身者が都会でキャリアを重ね、定年を迎え、第二の人生をふるさと宮崎で恩返しをしたいというパターンなのかと思っていましたが、40歳以下が半数以上とは、大変驚きです。新天地でやりがいを感じるような仕事をさせていただき、いつまでも大きな戦力でいてほしいものです。

宮崎市と延岡市で53名と約7割になっていま

す。複数採用に至った積極的な企業もあるようですし、現在外国人の内定者もいらっしゃるようで、本県グローバル化にも大きく貢献していただければと思っております。

では次に、これまでの成約実績における本県の特徴について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県の特徴といたしましては、成約実績78名のうち半数以上の40名が、県外から県内へ採用された、いわゆるU I Jターンによるものであり、全国平均の約4割に比べると、比較的高い割合となっております。

また、プロ人材受け入れ企業のうち、情報通信業の占める割合が15%と、全国の6%に比べて2倍以上となっております。

なお、その情報通信業に採用されたプロ人材の約7割が40歳未満のIT技術者等であり、年代別で若い世代の採用比率が高い要因となっております。

さらに、海外勤務経験を持つプロ人材が6名おり、国際的な営業を専門とする人材の採用が多いことも特徴であります。

**○田口雄二議員** 若い方が多く、また半数以上が県外から採用されており、家族連れで本県に来ていただいた方もおり、移住により人口減少対策にも貢献いただいているようです。

海外勤務経験を持つプロ人材が6名、本県の農産物の東アジア戦略等にも大きな力になってくれるかもしれません。海外で築いた人脈にも期待したいものです。

今回、プロフェッショナル人材戦略拠点について何点か伺いましたが、思っていた以上に順調に実績を上げていることを、大変頼もしく感じたところであります。本県の力強い前進にゼ

ひとも貢献してくれるものと期待いたしまして、この件の質問を終了いたします。

次に、県立延岡病院に関連して伺います。

ここ数年で、県北の医療の拠点となる延岡病院の体制は大きく前進いたしました。ドクターヘリが発着できる救命救急センターの設置、ドクターカーの導入、新たに呼吸器センターと心臓脳血管センターの設置、医師を初め医療スタッフの増員等々です。研修医には敬遠されてきましたが、2年連続で複数の研修医が来ており、来年度のマッチングも2名になり、研修医の行きたい病院になりつつあるのかと、期待をしているところであります。そこで、新たに導入された何点かについてお伺いをいたします。

まず、ドクターカーに関連してですが、救急医療では「15分ルール」というものがあり、救急患者に15分以内に医者 of 適切な処置ができれば、その後の経過に大きな影響が出ると言われております。ドクターヘリが導入されたことは大変ありがたいのですが、ヘリの拠点から県北部は遠く、30分近くかかり、15分ルールには遠く及ばない状況です。本県のように南北に長い県は、ヘリの2機体制が理想なのですが、現時点では財政的にも厳しい状況です。

そこで、昨年度から延岡市消防本部と連携で、ドクターカーがスタートしました。2年目に入り、実績はどうなっているのか気になるところです。県立宮崎病院と延岡病院のドクターカーの出動件数を、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立宮崎病院のドクターカー出動件数は、昨年度が556件、今年度は、10月末現在で285件となっております。

一方、県立延岡病院では、延岡市消防本部の緊急車両を活用しておりますが、その出動件数は、昨年度が31件、今年度は、10月末現在で28

件となっております。

**○田口雄二議員** 平日の昼間のみですが、宮崎病院がこの10月末までに285件、延岡病院が28件で10分の1です。宮崎地区では、夜間には宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターも平成26年4月からドクターカーを出動させており、出動件数はさらに多くなってまいります。

ドクターヘリが到着するのに時間を要する延岡病院では、もう少し出動がふえなければならぬと思うのですが、せっかくつくった体制をもっと活用していかなければなりません。県立延岡病院が、宮崎病院と比べて出動件数が伸びていない要因を、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 現在、宮崎病院では、医師等が現場に直接向かう乗用車型のドクターカーを院内に配置しまして、運用を行っているところでございます。

一方で、延岡病院では、延岡市消防本部から出動した緊急車両が、延岡病院で医師等を同乗させてから現場に向かう方式を採用しております。その活動範囲も、医師の到着時間がおおむね30分以内となる延岡市内の地域とするなど、宮崎病院よりも限定された運用となっているところであります。

こうしたことから、延岡病院での出動件数が少なくなっているものと考えているところであります。

**○田口雄二議員** ドクターカーの出動の仕方が宮崎と延岡では違うことが、一つの要因だと思います。2段階で出動する延岡が現場到着に時間を要するので、出動範囲が狭まるのではないかと思います。県立宮崎病院と同様に、延岡病院自体にドクターカーを導入する考えはないか、病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 延岡病院では、延

岡市消防本部と月に1回程度、意見交換を行っておりますけれども、その中で、病院といたしましては、さらに出動回数をふやしても差し支えない旨を伝えるなど、効果的な運行体制に努めているところでございます。

病院に専用車両を配置することになりますと、車両等の導入費用に加えまして、現在、宮崎病院では、宮崎市消防局からの職員の派遣をいただいておりますが、そうした人員体制の整備も必要となっております。

ドクターカーは、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で非常に有効でありますことから、今後とも地元市町村等と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ドクターヘリに比べれば、はるかに経費は少なくて済みます。そして何よりも、病院側がさらに出動回数をふやしても差し支えないと言っているようです。日南病院も含めて、早急な導入の御検討をよろしくお願いいたします。

次に、昨年、県立延岡病院に呼吸器センターが開設されました。呼吸器内科と呼吸器外科が連携し、肺がんを初めとした呼吸器領域の幅広い疾患に対して、内科、外科の枠を超えた治療ができる体制になりました。これまで専門医がおらず、宮崎市や熊本などで行われていた呼吸器疾患の手術が、延岡病院で行われるようになりました。呼吸器疾患に対して、内科と呼吸器外科相互のバックアップで積極的な治療ができることが、センター開設の大きなメリットとなります。

県立延岡病院の呼吸器センター設置による効果について、病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 延岡病院では、従

来より心臓血管センターや消化器センターなど、臓器別のセンター化を進めてまいりましたが、新たに呼吸器外科の医師が確保できたことから、昨年10月に呼吸器センターを開設したところであります。

センターでは、肺がんを初めとしました呼吸器領域の幅広い疾患に対しまして、現在、内科医4名、呼吸器外科医2名が中心となって、これまで以上に連携して治療に当たっておりまして、迅速な診断と最適な治療が、一貫して切れ目なく提供できるように努めております。

また、御質問にもありましたが、これまで宮崎市や熊本県内の病院に紹介せざるを得なかった患者の治療も行えるようになり、患者サービスにも大きく貢献しているところでございます。

今後とも、患者本位の質の高い医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 県外や遠くで手術等を受けることなく地元でできるというのは、患者にとりましても、家族にとりましても負担が軽くなります。設置に感謝申し上げます。

次に、心臓脳血管センターは、本年の3月26日に竣工しました。私たちの大激戦の県議選の告示3日前でございましたが、県議会議員全員がその竣工式に参加したものでした。

新設されたカテーテル手術室の最新の医療機器を見せていただきました。当時、専門の循環器の専門医が6名もいるのに、カテーテル手術室が1部屋しかなく、増設を要望していましたが、その願いがかない、感慨無量の思いがありました。

4月の第4週から診療が開始されましたが、延岡病院の心臓脳血管センターについて、稼働状況を病院局長にお伺いします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 延岡病院の心臓脳血管センターにつきましては、ことし4月に、まずは心臓カテーテル装置1台体制で稼働させたところではありますが、9月には、さらに1台を導入して2台体制となり、格段の機能強化が図られたところでございます。

今年度9月までの手術及び検査実績は546件となりまして、前年同期に比べ20件の増となっております。

また、2台体制となったことにより、緊急を要する救急患者への対応もこれまで以上に迅速となり、さらに長時間、あるいは、より難易度の高い治療にも取り組めるようになったところでございます。

今後とも、県北地域における医療体制の充実のために、期待される役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 私の認識では、これまでの機器と新規のカテーテル装置を併用するものばかり思っていました。しかし、9月にはさらに新しい機器が導入されたと、今回の質問で知りました。医療スタッフも新しいカテーテル装置のレベルの高さに喜んでいても伺いました。これで、新しい装置がフル活動できる体制になりました。さらに血管の治療が前進することを期待いたします。

次に、竜巻支援について伺います。

延岡市におきましては、9月22日の台風17号の接近により竜巻が発生し、住宅に程度の差はありますが、523戸、農業用ハウス23棟が被災しました。竜巻は我が家のすぐ近くを通過しており、数は減りましたが、まだブルーシートが屋根を覆っているところがあります。

また、テレビ等で何度も放映されました、大きな被害を受けた農業用ハウスは、我が家から

直線距離にして300メートルほどしか離れていないところでは、

政府より激甚災害に指定されましたが、住宅の多くが一部損壊で、全半壊の件数が要件を満たしておらず、災害救助法の適用は見送られる公算が高く、延岡市は独自の復興支援策を検討しておりました。住宅と農業用ハウスの再建費用補助をする予定で、私たち延岡の県議会議員も同行させていただき、県の財政支援を求める要望書を今月の5日に出させていただきました。延岡市からの要望である竜巻による被災住宅への支援について、県はどのように対応していただけるのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 台風17号による竜巻で被災しました延岡市内の住宅の復旧に対する支援につきましては、東日本を中心に広範囲にわたって甚大な被害をもたらした台風15号や19号による災害の復旧が進む中、17号による被災者への支援が埋没しないよう、延岡市と連携して国に要望してきたところであります。

その結果、被災住宅の復旧に対する支援につきましては、一部損壊の被害を含め、耐震性の向上に資する改修工事を行うものに対して、国の交付金の活用が認められたところであります。

これを受け、県としましては、市が交付金を活用して支援する事業につきまして、地方負担分の2分の1を負担するとしたところであります。

**○田口雄二議員** 被災住宅へ市が交付金を活用して支援する事業に、県としても支援を決定していただき、まことにありがとうございます。

それでは、農業用ハウスへの竜巻被害に対する県の支援策について、農政水産部長にお伺い

します。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** 農業用ハウスの竜巻被害につきましては、被災された農家3戸に対しまして、被災直後から延岡市などと連携して、再建方法について検討を進めてまいりました。その中で、国に対して要請しておりましたハウス等の再建のための交付金が発動されることになり、農家からの早期に営農を再開したいとの要望を踏まえまして、当該交付金を活用することになったところでございます。

また、県では、稲作等で被災しました農家も含めて対応できる災害資金を発動するとともに、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置し、交付金の申請手続の支援や栽培技術等の指導も実施いたしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、被災農家に寄り添い、経営再建に向けてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 国の交付金が活用されることになり、県としてはソフトの面で対応ということになるようです。手厚い支援をよろしく願います。

昨年の西日本豪雨や本年10月の台風19号など、地球温暖化の影響と思われる気象災害が相次いでいます。

台風19号では、120地点で12時間降水量が観測史上1位の記録を更新しました。台風が勢力を落とさずに日本に接近するようになり、また1時間に50ミリ以上の「バケツをひっくり返したような雨」の年間発生件数は、1976年以降、10年当たり27.5回のペースで増加するなど、短時間豪雨もふえています。本年の台風19号の災害を見て、課題が新たに浮き彫りになってきましたが、現在の本県の災害対策状況を伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 近年の頻発する甚大な被害を受け、県では、これまでの計画的な河川整備に加え、重要インフラ緊急点検で抽出されました、過去に浸水被害が発生した箇所や、堤防決壊時における人命リスクの高い箇所などについて、国土強靱化のための3か年緊急対策として、県内158河川において、樹木伐採や河道掘削、堤防強化等に取り組んでいるところであります。

しかしながら、台風19号の被害状況から、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生することを前提としたソフト対策の重要性を再認識したところであります。

このため、国、県、市町村などで構成する大規模氾濫等減災協議会を設置しており、タイムラインの構築やホットラインの実施、水位計やカメラの設置等による切迫性のあるわかりやすい河川情報の提供を行うなど、水害対策に取り組んでいるところであります。

○**田口雄二議員** 河床掘削は、地域の皆さんからの要望が多い項目です。防災・減災対策として、2020年度までの3年間で、158河川の河床掘削工事を予定しており、200万立方メートルの土砂の搬出が予定されています。

宮崎市では、県総合運動公園の避難場所としての膨大な盛り土が予定されていますが、他地区においては、土砂の搬出先の確保が難航することが予想されます。その対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 河川掘削工事により発生する残土につきましては、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出し、有効利用を図ることとしております

が、受け入れ時期などから調整が困難な場合は、受け入れ可能な民有地へ搬出しているところであります。

このような中、現在取り組んでいる3か年緊急対策により、短期間に大量の残土が発生することから、延岡地区におきましても、市の広報紙や地元新聞紙などで公募を行うとともに、建設業協会などへ搬出先の情報提供を依頼したところであり、今年度までには、必要な搬出先はおおむね確保できている状況にあります。

引き続き、来年度も大量の残土が発生する見込みでありますので、整備効果を早期に発現させるためにも、これまでの取り組みをより一層強化し、搬出先の確保に努めてまいります。

○**田口雄二議員** 搬出先の確保をよろしくお願いいたします。

次に、今回の台風で、各地において堤防を越水した濁流が堤防の外側を削り取り、堤防が決壊する映像が多く流されました。堤防の外側の、専門用語では裏のり、のり尻というらしいですが、そういう部分を強化しなければと指摘する専門家もいました。私の記憶では、堤防が決壊することは最近ではありませんが、本県における堤防決壊は、近年ではいつどこで発生し、どのような被害が出たのか、また、その対策について、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 近年では、平成17年の台風14号に伴う豪雨により、一ツ瀬川支川の三財川において、越水により堤防が7カ所、延長800メートルにわたって決壊をしております。

被害の状況につきましては、609戸の家屋の浸水被害や、マンゴー栽培のビニールハウスが損壊するなど、甚大な浸水被害が発生をしております。

これらの被害を受け、災害関連事業などで直ちに被災箇所を復旧しており、平成19年度からは、より安全度を高めるため、広域河川改修事業に着手し、河道掘削等を進め、さらに3か年緊急対策により、堤防の補強対策や樹木伐採、河道掘削に取り組んでおり、効果の早期発現に努めているところでございます。

**○田口雄二議員** 平成17年の台風14号という、県全体が未曾有の大水害で大騒動の年でした。私自身も自宅が床上70センチまで浸水したときで大変な思いをしましたので、三財川の7カ所、800メートルにわたる決壊の件は、西都の皆さんには申しわけありませんが、記憶には残っておりませんでした。堤防が決壊すると、越水より流れ出る水量がはるかに多くなり、被害も甚大になります。堤防の補強、河川改修、よろしく願いいたします。

今回の台風19号では、ダムでの放流が各地で問題提起されています。記録的な大雨で、関東甲信越と東北地方にある6カ所のダムでは、満水に達する前に放流する緊急放流に踏み切っています。下流では大規模な水害が起きる可能性があります。管理者は洪水調整機能を放棄することになると、苦渋の判断を迫られたようです。これらのダムでは、昨年の西日本豪雨の教訓として提言された、利水用の最低限の貯水を含む事前放流を行っておらず、運用をめぐる課題が浮かび上がってきました。

そこで、治水ダムと利水ダムの放流方法について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 治水ダムは、洪水被害の防止を目的としたダムでございまして、日ごろから大雨に備えて水位を下げており、大雨の際は、ダムへの流入量に対して、少ない水量をダムから放流することで、ダムに

水をため込み、下流の洪水被害を防ぐことができるダムでございます。

利水ダムは、農業用水の確保や発電等を目的としたダムで、その目的ごとに必要な水を安定的に利用できるように水をためており、洪水時に水をためる容量を確保していないことから、大雨の際は、ダムへの流入量と同じ水量をダムから放流することとなります。

**○田口雄二議員** 本県においては、台風が来る前の事前放流はしたことがないとのことでした。我が家の前の祝子川の上流には治水ダムの祝子ダムがあり、雨が強いときにサイレンを流しながら放流するのが緊急放流かと思っておりましたら、これは予備放流というそうございまして、なかなか私たちにはその定義が難しいところです。

緊急放流とは、大雨の影響でダムの貯水量が急増して決壊するのを防ぐため、満水になった場合、流入量と同じ量を放流する措置のことです。あらかじめ放流できるのは、原則、国土交通省の洪水調整のための治水分だけで、生活用、農業用のための利水分の放流は、自治体や民間事業所などの利水者との話し合いが必要になります。大量に放流し予想が外れると、ダムの水が枯渇して、断水や農産物などに影響が出るため、放流の合意形成は、ハードルがかなり高くなります。

そこで、本県における緊急放流を実施するための手続について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 緊急放流は、「異常洪水時防災操作」のこととございまして、大雨が続き、ダムがため込むことができる容量を超えてしまうおそれがある場合に、ダムから放流する水の量をダムへの流入量と同じ量になるまで徐々に増加させ、ダムの水位を一

定に保つための操作のことでございます。

緊急放流の実施手続につきましては、ダムごとに定める操作規則に規定されており、緊急放流が予測される場合には、ダムを所管する土木事務所長が、あらかじめ県土整備部長の承認を得て、放流を行うこととなっております。

**○田口雄二議員** 難しい判断が求められるのは十分わかりますが、災害を最小限に食い止められますよう、よろしく願いいたします。

次に、東九州自動車道について伺います。

一ツ葉有料道路が、県民との約束を二度も破って有料が継続されるのは大変残念ですが、東九州道路のトピックスが続いています。国富スマートインターチェンジが開通し、また新富町においては、スマートインターチェンジ設置に向けた準備や検討が行われています。

そのような中、9月10日に突然、「高速道路における安全・安心基本計画」が公表され、日向一都農間の20キロ、高鍋一西都間の12キロ、西都一宮崎西間の17キロメートルが、優先整備区間として4車線化を進めると公表されました。宮崎西一清武間は既に事業化が決定していますので、有料区間では延岡一日向間と都農一高鍋間などを残すのみとなりました。

暫定2車線区間における4車線化について、優先整備区間が公表されましたが、国の選定方法について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** ことし9月に国が優先整備区間を公表した、「高速道路における安全・安心基本計画」におきましては、時間信頼性の確保、そして事故防止、さらにはネットワークの代替性確保の3つの観点から課題の評価が行われております。

具体的には、時間信頼性の確保の観点では、速度が低下する区間の延長、事故防止の観点で

は、死傷事故の発生件数、ネットワークの代替性確保の観点では、通行どめの時間などを指標とした課題の評価がなされ、各観点のいずれかにおいて、大きな課題を抱える区間が優先整備区間として選定をされております。

なお、県内の優先整備区間につきましては、いずれも事故防止の観点における課題が全国的に見て大きかったことから、選定をされております。

県としましては、県内暫定2車線区間が全線4車線化されるよう、今後も引き続き、知事を先頭に要望してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** これまで九州中央3県議員連盟で、国土交通省九州地方整備局やNEXCO西日本に何度も要望活動に行っていました。いつも色よい返事を聞いたことがありませんでした。今回の4車線化のニュースは、大変ありがたいものでした。

ただ、残る区間の4車線化に、今後も要望活動を続けていかなければなりません。引き続き、よろしく願いいたします。

次に、これまた何度も要望している、パーキングエリアの設置の回答はまだ出ていません。生理現象を我慢できずに路肩にとまっている人を見かけますし、長時間高速道路を走行していると、高速道路催眠現象という、眠っていないのに眠っているような状態となることがあるようで、休憩場所の設置が急がれます。

東九州自動車道における休憩施設の充実について、国などへの取り組み状況を、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 東九州自動車道の県内区間におきましては、まず、川南パーキングエリアにおきまして、川南町が、隣接する町有地に、高速道路側からも利用でき、

物産販売や飲食コーナーも備えた施設を建設中であり、来年の4月ごろオープン予定と伺っております。

次に、北川インターチェンジに隣接する道の駅「北川はゆま」におきまして、国が新たな駐車場を整備中であり、今後は、トイレの改修等も行われる予定であります。

また、高速道路外の休憩施設等の活用も図るため、高速道路からの一時退出を可能とする実験が、えびのを含む一部のインターチェンジにおいて全国的に実施されておりますが、国において、その対象の拡大が検討されております。

県としましては、休憩施設の充実が図られますよう、国や西日本高速道路株式会社に対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 現在のパーキングエリア、道の駅が充実することも当然ありがたいのですが、パーキングエリアの増設、トイレと自動販売機だけでもいいので、安全対策からも必要です。今後の取り組みをよろしく願いいたします。

私は6月議会で、公営住宅の下見・内覧について伺いました。県北の指定管理者が抽せん会で当選したにもかかわらず、一切住居の下見・内覧をさせないことに不満を持った方の件を取り上げ、今後の対応について伺いました。そして、県土整備部長より、よりよいサービスを提供するため、入居される全ての方々が、住戸内の写真を閲覧したり内覧を行うことができるよう、現在指定管理者と検討しているとの回答をいただきました。

県営住宅の下見・内覧についてどのように改善されたのか、また住戸を内覧された世帯数について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅の住戸に関する情報を、入居を希望される方に知っていただくことは重要であることから、指定管理者との協議を行い、7月以降、内覧の取り扱いについて改善を図っております。

具体的には、住戸内部の情報を提供していなかった県北地区におきましても、指定管理者のホームページで掲載を始めたほか、県内の県営住宅の申し込み説明会や抽せん会において、写真帳などを用意し、来場者が閲覧できるようにしたところであります。

また、住戸の内覧につきましては、申し込み説明会等の際、希望される方全員に内覧をしていただいております。

住戸を内覧された世帯数につきましては、運用の改善以降、入居者募集において、244世帯の応募者のうち、50世帯の方が内覧をしていただいたところであります。

**○田口雄二議員** 今回、県内全域にわたって同様のサービス向上になりました。早急に改善していただき、まことにありがとうございます。

次に、2026年（令和8年）に開催予定の宮崎国民スポーツ大会の施設整備について質問します。

延岡市に建設が予定されている県体育館、延岡市民は建設を大変楽しみにしています。現在の延岡市民体育館は、夏には全国の実業団や大学の日本柔道界のトップ選手が一同に集結し、強化合宿が行われており、オリンピックのメダリストが多く生み出されております。全日本クラスの選手の合宿のほかにも、県北での大会や市民のレクリエーションなど、稼働率が大変高い施設です。昨年暮れには大相撲の地方巡業も開催され、幕内力士の琴恵光も、元気な姿を市民に披露してくれました。県内でも珍しい空

調設備が整備された体育館ではありますが、老朽化が顕著で、雨漏りなども発生し、建てかえか大型補修が言われておりましたので、完成を待ちわびております。

そこで、県体育館の現在の進捗状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県体育館の整備につきましては、平成30年度に基本計画を策定しまして、現在、延岡市や競技団体と意見交換を行いながら、基本設計を進めているところでもあります。

あわせて、延岡市との役割分担や国民スポーツ大会後の活用についての検討なども、関係機関と十分に連携を図りながら進めているところでもあります。

今後も先行して供用を行うサブアリーナを令和4年度中に、メインアリーナを令和6年度中に完成することを目指しまして、整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国スポ大会の1年半ぐらい前までには全てが完成するというので、本当にありがたく思っております。

ただ、今回は2つの体育館のどちらも県がつくれますが、この流れでいくと、サブアリーナは延岡市が、メインアリーナは県が管理運営していくのが自然な感じがするのですが、現在のこの2つの体育館の所有、運営はどのように協議されているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県体育館の所有や管理・運営につきましては、他県の共同整備を行っている事例等も参考にしながら、現在、延岡市とそのあり方の検討を行っているところでもあります。

今後も引き続き、延岡市と連携を図りながら、できるだけ早く方針を固めたいと考えてお

ります。

○田口雄二議員 延岡市の建設費の負担もこれからの協議だと聞いております。十分協議しながら順調に建設が進むよう、よろしく願いいたします。

体育館についてもう一点伺います。

現在の市民体育館には武道等の練習場がありますが、新しい体育館ではどのようになっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新たに整備する県体育館につきましては、柔道場や剣道場として使用できる多目的室の設置を計画しております。

現在、基本設計を行っているところであり、この中では、多目的室の位置や広さなどについても盛り込むこととしておりまして、延岡市や競技団体の意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これまでよりも大きく充実した施設になるように、心から期待をしております。よろしく願いいたします。

次に伺います。

日本労働組合総連合、通称連合が労働者について、職場における服装や身だしなみに関する規定について、「社内ルールにおける男女差に関する調査2019」となるアンケート調査を実施し、その結果が公表されました。約6割で決まりがあり、「男性はスーツ、ネクタイ着用」「男性はピアスをしてはならない」「女性は化粧をしなければならない」などの回答がありました。こうした決まりが就業規則で定められているのは45.7%、サービス規程の中で定められているのが26.3%、決まりに従わなければ「何らかの処分がある」というのが19.4%の回答です。

連合がサービス規程に着目した背景には、日本の

職場で女性にハイヒールやパンプスの着用義務に抗議する社会運動「#KuToo(クートゥー)」の動きがあるようです。性別によって異なる服装の強要は、パワハラや性差別に当たるとの指摘が出てきたことを受け、実態を把握しようと考えたようです。

そこで、県庁職員には、職場での服装や身だしなみに関する規定は存在するのか、知事部局の状況について、総務部長にお伺いします。

**○総務部長(武田宗仁君)** 県職員につきましては、常に全体の奉仕者であることを自覚し、県民の立場に立った、親切で真心のこもった行政サービスを提供するよう心がけることが必要であり、また、県民の信頼を確保するためには、高い倫理意識のもと、真摯な姿勢で職務に邁進することが求められております。

そのため、知事部局の職員に対しましては、服装や身だしなみに関する個別の規定は設けておりませんが、毎年度発出する服務通知において、公務員としての品位の保持の徹底を図っているほか、夏季のクールビズ実施通知により、相手方に不快感を与えないことを基本とし、適切な服装を心がけるよう周知することなどに取り組んでいるところであります。

**○田口雄二議員** 最近のスポーツ選手や若者のファッション感覚のタトゥーや、ひげや髪の毛、ピアス、ネックレス等々、以前とは身だしなみ一つとっても時代の変化で大きく変わってきました。職員本人に自覚はなくとも、その服装や身だしなみにより、県民や周りの職員に不快な印象を与えることになった場合はどのように対応するのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長(武田宗仁君)** 先ほど申し上げましたとおり、職員が他の模範となるべき立場にあることを強く自覚し、服務規律及び綱紀の保

持に努めるよう、周知をしているところでありますが、万が一職員が、その服装や身だしなみにより、県民等に対して不快な印象を与えることとなった場合には、まずは所属において、当該職員に対し、是正の指導を行うこととなります。

**○田口雄二議員** 時間が足りなくなると思って少し早口になってしまいましたが、用意しました質問は全て終了いたしました。きょうは11月29日、いいスーツを着て、いい肉を食べに参りたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分開議

**○山下博三副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

**○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手)** 皆様、こんにちは。郷中の会の有岡です。先ほどニュースがございました。中曽根康弘元首相が101歳で他界されたということで、御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

1年前の一般質問で、第2次世界大戦中、リトアニアで多くのユダヤ人などにビザを発給し、避難民の救済に尽力された杉原千畝氏、ウラジオストクから日本への渡航に尽力された、本県出身の根井三郎氏、日本での滞在期間の延

長や安全な国への渡航に尽力された小辻節三氏を、命のバトンをつなぐ人々として紹介いたしました。

今回は、杉原千畝氏の功績の一端を知るために、先月、リトアニアのカウナスの杉原記念館を訪問しました。百聞は一見にしかずです。かつての日本領事館が、現在杉原資料館として、当時の資料の展示や執務室の様子を再現されていました。

現地のスタッフの案内で、杉原氏の功績を伺いました。杉原氏40歳のとき、1940年7月から、救いを求めるユダヤ人たちに、本国の指示に背いてまでビザの発給を決断し、リトアニアを脱出する列車の中でまでビザを書き続け、2,000枚を超えるビザを発行したと言われ、第三国に渡ることができた人も6,000人を超えるとのこと。その子供たちを含めると、現在3万人を超えているともありました。

リトアニアでは、2004年切手に杉原氏が描かれたり、首都のヴィリニユスには杉原桜公園があります。しかし、45歳のとき、ブカレスト郊外のゲンチャ捕虜収容所に連行され、2年後の47歳のとき、日本に帰国後、外務省を依願退職されています。実は、帰国前にリストラ対象者とされていたようです。その後、職を転々とし、75歳までモスクワで勤め上げ、帰国後、86歳で鎌倉市にて永眠されました。その14年後の生誕100年の2000年10月10日、外務省で、公式の名誉回復が行われたそうです。

大きな葛藤に直面したときの行動こそ、人間の本质があらわれると言われます。戦時下でありながら、人の命を救う勇気を持った日本人、命がけの決断をし、実行した杉原千畝氏の姿について、政治家として知事はどのような御所見をお持ちか、お伺いいたします。

次に、本県における域際収支についてお伺いいたします。

平成23年の移輸出移輸入を見ると、移輸出額1兆5,451億円、移輸入額2兆1,183億円で、マイナス5,732億円となっております。現在もマイナスとなっている中、今後、域際収支を改善するためどのような取り組みを行っていくのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、質問者席より再質問を行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 答えします。まず、杉原千畝氏の評価についてであります。

戦時中の大変困難な状況の中で、本省の命令に異を唱え、多くのユダヤ系避難民のとうとい命を救った杉原氏の行動は、本人としても熟慮を重ねた末のものであったと思いますが、命の危機が迫る避難民に対し、人道的な見地から、強い信念と覚悟を持ってなされた決断であり、私としましても、強い感銘を受けたところであります。

このような行動や判断は、いわゆる命のビザをバトンのようにつなぐため、氏と同じく勇気ある決断を行った本県出身の外交官、根井三郎氏とともに、高く評価されるべきものと考えております。

昨日はこの議場で、本県出身の小村寿太郎侯の業績についても言及があったところでありますが、私としましても、以前、外交官を志しておりました。そういう思いからしますと、心より、この先人の取り組みに敬意を表するものがあります。

このような先人の姿に学びながら、現在知事としてある私の果たすべき役割というものを強く意識しながら、日々精進を重ねてまいりたい

と考えております。

次に、域際収支についてであります。

本県における域際収支、いわゆる県際収支の改善には、県外から外貨を獲得し、県内で循環させていくことが重要であります。

このため、県外からの外貨獲得につきましては、フードビジネスを初めとする付加価値の高い成長産業の振興や創出とともに、輸出促進に向けた支援などにも取り組んでいるところであります。

また、県内経済の循環につきましては、県外から移入される財やサービスを県産のものに置きかえるとともに、県内の素材を県内で加工して出荷するといった取り組みが必要となっております。

このような取り組みを進めるため、地域中核企業の育成や、地域内における企業間の取引拡大などを通じて、引き続き県際収支の改善に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○有岡浩一議員** ただいま知事より、杉原千敏氏の理念というものをお聞かせいただきましたし、知事が外交官を目指したということもありまして、共通する部分があると感じております。残念ながら、杉原記念館では根井三郎氏の資料というものは見つけることはできませんでしたが、やはり命のバトンとして、本県出身の根井三郎氏の功績が広く県民の中でも紹介できる機会があればいいというふうに思っております。

そこで、本題に戻りますが、知事の政治姿勢として、徹底した現場主義を政治信条とし、「課題解決のヒントは現場にある」という知事の政治姿勢において、知事の取り組みについてまずお尋ねしてまいります。

議員からも幾つかの質問がありましたが、本年9月22日、日曜日、午前9時前に延岡市を襲った竜巻被害の現場にはいつ行かれたのか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 竜巻は22日に発生しておりますが、その4日後、26日に赤羽国土交通大臣が来られた際、そして、28日に江藤農林水産大臣が来られた際に、私も一緒に現場を視察したところであります。

**○有岡浩一議員** 22日の発生から、24日火曜日には伊東農林水産副大臣が被害状況を視察されております。今のお話では、26日、赤羽国土交通大臣が現地を訪れた際に一緒に同行されたというお話でありました。私は、9月25日まで行く時間がなかったとするならば、9月23日、県政報告会——私も参加させていただきましたが——例えば途中、円卓トークが終了してからも現場に行くことが必要であったのではないかと考える一人であります。そういった意味で、知事の周辺にそのような助言をされる方はいなかったのか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** こうした自然災害等における被害現場の視察のタイミングにつきましては、過去の口蹄疫などの経験も踏まえまして、災害発生直後は、現場が被害状況の把握等で混乱しているところであります。私が直ちに現地に入ること、かえって現場にさらなる負担と迷惑をかけてしまうのではないかとことを懸念し、被災直後の視察は控えて、落ちついた段階での視察となったところであります。

**○有岡浩一議員** 次に、10月5日、東京でラグビーワールドカップを応援に行かれたと伺っております。合計3回の招待を受けて、東京、横浜に応援に行かれたようですが、10月5日は東京でイングランド戦の応援、実は、10月5日、

隣県の茨城県では国民体育大会が行われていました。競技力向上が課題の本県において、「課題解決のヒントは現場にある」という知事の政治姿勢からすると、なぜ国民体育大会の会場視察、要するに、国体のほうへチームの応援等に行くことは考えられなかったのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** こうした行事につきましては、2役で手分けして対応しているところでもあります。今回の茨城国体への訪問につきましては、現在、本県での国民スポーツ大会に向けて、関係機関と一体となって競技力の強化に取り組んでいるところではありますが、そのための対策本部長である郡司副知事に対応をお願いしたところでもあります。

**○有岡浩一議員** 私は、本年夏の九州南部インターハイで、宮崎市体育館にボクシングを応援に行きました。接戦の試合運びの中、僅差で敗れた選手の姿を見たことで、さらに応援したくなりました。その選手は、茨城国体決勝でリベンジし、優勝したというニュースを聞き、喜びが湧いてきます。そのような感動を覚えるのも、試合を見ることができたからであります。

そこで、再度質問いたします。今回の「いきいき茨城ゆめ国体」は、41位という結果でした。昨日、競技力向上には110億円の予算が必要だということで答弁がありました。そのような現状の中で、大会会場に知事が直接足を運び、直接見ることで、今後の対策に本気になれると思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私も副知事時代から、国体については、複数回にわたってその会場に行かせていただき、応援もし、また激励もしているところではありますが、近年は、競技力向上

対策本部長である副知事などに対応をお願いしているところであります。

また、7年後の本県の国民スポーツ大会で天皇杯の獲得を目指すためにも、さらに選手団の士気を高め、競技力の向上を図っていく必要があると考えております。

毎年の壮行会などは、可能な限り私が出席して、選手団を激励しておるところではありますが、副知事との役割分担、また他の行事等の調整も考慮しながら、今後、国体の現場における私自身の参加についても、さらに検討してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 私は、立場上、副知事が行かれているということで、理解をします。しかし、それでも、知事が都合がつけば足を運んで現場を見る、そして、その知事が来られている姿に選手も発奮する、関係者も、もっともっと頑張ろうという気持ちになる、そういう相乗効果を期待するわけです。そういった意味では、ぜひチャンスがあれば現場へ行くんだと、そういう知事の政治姿勢をもっともっと見たいと思っております。

先ほど、「百聞は一見にしかず」というお話をしましたが、その続きがございます。「百聞は一考にしかず。百幸は一皇にしかず」とあり、「自分個人の幸せよりもさらに上を目指すべきだ」と続きます。そのためには、まず何かをなし遂げるためには自分の目で見ることから始まる、そして、みんなの幸せに努める、この教えです。そういった意味では、ぜひとも現場主義という知事の政治姿勢からして、ほかの方が行く、それはそれで大切ではありますが、知事自身の目で確かめ、そして、何が重要かということをしっかり判断するためにも、現場に足を運ぶことをぜひとも努力していただきたいと要

望しておきます。

次に、宮崎県総合運動公園津波避難施設整備について、県土整備部長にお伺いいたします。

宮崎県総合運動公園の盛り土高台の場所が変更となり、予算規模が10億円追加される見込みだと伺っております。

昨年9月19日、20日の商工建設常任委員会で説明を受けた際、私がクロスカントリーコースの変更について何うと、環境森林課と打ち合わせをし、事前に調整をしていると室長は答弁されています。それなのになぜ、9月議会で説明する前に、地権者である関係者との事前協議がなされなかったのが疑問であります。

そこで、今回の盛り土高台の計画がなぜ急に変更となったのか、それらの経緯と問題点をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県の総合運動公園の盛り土高台につきましては、昨年10月に3つの自治会の代表者の方々に説明を行い、一定の御理解が得られたとの認識のもと、本年2月に当初予算として計上したところであります。

その後、地元の方々に対しまして説明を行い、避難施設の必要性は御理解いただいたものの、整備予定地としていた私有保安林において、これまで地元の方々が大切に育ててこられた松に対する重いが強く、自治会の総意として、盛り土高台の整備場所の変更について要望があり、検討の上、中央広場に変更することといたしました。

このようなことになったのは、予算の計上に当たり、早い段階から地元の総意をしっかりと把握できなかったことが原因であったというふうに考えております。

**○有岡浩一議員** 今、部長が答弁されたように、地権者との協議が遅過ぎると。やはり計画立案の段階から相談をしながら進める必要があったと思います。そういった意味では、再発防止のため今後どのように対応されるのか、再度お伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 事業を円滑に進めるためには、事前に地元の意向を確認し、信頼関係を築きながら、合意形成を図ることが必要であります。

今回のように、整備予定地が特定され、かつ、多数の住民で構成される自治会のような組織と合意形成を図る場合におきましては、特に早い段階から住民説明会を開催することが必要であったと考えております。

今後とも、事業を進めるに当たりましては、地元へのきめ細かな情報提供を行うなど、地元の事情や意向をしっかりと把握した上で、合意形成を図りながら適切な事業の執行に努めてまいります。

**○有岡浩一議員** 答弁をいただきましたけれども、知事の徹底した現場主義とかけ離れた行政の対応に、大変残念だという声を聞いております。信頼関係を築く前に、まず現場に足を運ぶ、現場主義の姿勢でやっていくこと、それが求められると思っていますので、まずは現場を大事にすると。そのことから行政運営はスタートするんだと、そういう姿勢を今後ともとっていただきたいと思っております。

次に、総合政策部長に、宮崎カーフェリー新船建造についてお伺いいたします。

新船のトラック積載台数は160台程度となっておりますが、現在より30台ふえることで、増収が見込まれているということです。今後とも、フェリー貨物の上り荷については、農産物が中

心で荷が十分見込まれますが、下りの荷が少ないという課題があります。

そこで、下り荷の確保についてどのように取り組む計画なのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 宮崎カーフェリーやトラック業界から、上り荷に比べて下り荷が少ないとお聞きしております。航路の経営安定化のためには、下り荷の確保が大きな課題であると考えております。

このため、県が実施しております、県内航路等への荷寄せを促進する補助事業では、下り荷の補助額を割り増して交付することによって、宮崎カーフェリーを初めとする運送業界の事業展開を後押ししているところであります。

また近年では、熊本地震の際に西九州ルートでの輸送に支障が生じたことから、関東・関西の企業が、北部九州を経由することなく、南九州への直送ルートを確認しようとする動きも出てきております。

県といたしましては、このような動きにも適切に対応し、下り荷の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいまの下り荷の確保につきましては、関係機関と、例えば、プロジェクトチームをつくってでも具体的な対策を進めることを、期待しております。

次に、関連しまして、観光の分野においても、今後、大量輸送が可能であり、睡眠をとりながら移動できるホテルというイメージで、インバウンド・アウトバウンドなど、観光分野でも成長を期待している中、旅客収入の確保に向けてどのような客室を考えているのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 宮崎カーフェリーは、平成26年度の神戸就航後、神戸港の市

街地からのアクセスのよさなどから、旅客が増加傾向にあります。

しかしながら、現在の船舶は、段差が多いほか、172名を定員とする2等室は、仕切りもなく、いわゆる雑魚寝の形態であることなど、現在の旅客ニーズに合致していない状況にあります。

このため、新船におきましては、高齢者が利用しやすいバリアフリー化や、プライバシーに配慮して個室の割合を高めるとともに、学生の合宿などを想定し、30名程度の部屋を設けるなど、さまざまな旅客ニーズに対応する客室が検討されております。

**○有岡浩一議員** ただいまお話がありましたように、フェリーの中の個室の充実を図るということでありましたし、また、合宿というお話もありました。学生の修学旅行やスポーツ合宿、こういったものも視野に入れながら取り組む必要がありますし、宮崎の食のブランドツアーや、例えば、先輩方の二度目の新婚旅行、さらには神話のふるさとツアーなど、宮崎らしい楽しい企画を期待しております。

次に、4番目になりますが、産業廃棄物について、環境森林部長にお伺いいたします。

2017年末、中国が廃プラスチックの輸入を規制し、2018年、東南アジアでも輸入規制が始まりました。さらに、インドでは2019年8月31日から全面輸入禁止と、広がっています。

そこで、産業廃棄物の廃プラスチックのリサイクル率について、全国及び本県の過去3年間の状況をお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 公表されております、過去3年分の全国の廃プラスチック類の排出量に対する再生利用量の割合は、平成27年度は59.6%、28年度は58.3%、29年度は59.0

%となっております。

これに対します本県の数値につきましては、平成27年度は43.7%、28年度は43.8%、そして29年度は42.4%となっております。いずれも全国平均を下回っているのが現状でございます。

**○有岡浩一議員** 今、報告いただきましたように、平成29年度が全国59%に対し、本県が42.4%と、全国平均を下回るとともに、年々差が広がっているというのが現状であります。

そこで、本県のリサイクル率向上に向けた将来的なビジョンについて、再度お伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** リサイクルに関する県のビジョンとしましては、平成23年3月に、「宮崎県循環型社会推進計画」を策定し、家畜ふん尿や木材といった農林水産業の資源を中心に、再生利用の促進を図るなど、本県らしい循環システムの構築を目指してきたところであり、来年度が計画の見直しの時期となっております。

このような中、国は、2035年までに使用済みプラスチックを100%有効利用するなど、持続可能な社会づくりを目指しまして、昨年6月に、第4次の「循環型社会形成推進基本計画」を、本年5月に、「プラスチック資源循環戦略」を策定しております。

県といたしましては、これらの国の方針を踏まえますとともに、これまでの課題を検証し、リサイクルの向上につながるよう、次期計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** リサイクルには幾つかの方法がありますが、まずはマテリアルリサイクルの推進、そしてケミカルリサイクルの技術開発、このような処理施設の事業化など、中長期的な

取り組みが必要であります。午前中の山下議員の太陽光パネルの処理も含めまして、リサイクルの推進は、日本全国で進めなければなりません。本県の廃棄物を県内で処理できる環境が必要であり、今後大きな課題になることを申し上げまして、次の質問に参りたいと思います。

森林盗伐について、前回に引き続き質問いたします。

まず、警察本部長にお伺いいたします。警察における盗伐に対する取り組みについてお伺いいたします。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 警察といたしましては、盗伐に関する相談等があった場合には、現場の状況や経緯等を詳細に聞き取り、犯罪があると思料する場合には、刑事訴訟法の関係規定に基づき、被疑者の特定、証拠の収集、その他所要の調査を行うなど、厳正な対応をしているところであります。

また、盗伐の未然防止等を図るため、県、市町村、その他関係機関と連携して、合同パトロールを実施しているところであります。

**○有岡浩一議員** ありがとうございます。衆議院の農林水産委員会でも、宮崎県の無断伐採事案の発生が議論されております。まず、警察における森林法違反の立件による取り組みが、違法伐採の抑止力となると信じております。

今後とも、被害者の皆さんの声として、厳正な対応をお願いするものです。

次に、違法伐採された木材の流通防止策について、環境森林部長にお伺いいたします。これまでの取り組みについてお尋ねいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 違法木材の流通防止対策につきましては、警察等と連携した伐採パトロールによる監視の強化等に加えまして、昨年12月には、林業関係3団体が、「合法

伐採推進協議会」を設立し、各団体が認定している事業者に対して、合法木材流通の指導を徹底しているところでもあります。

また、本年3月には、森林管理署や県建設業協会、県トラック協会などの協力を得まして、違法伐採の現場情報を連絡する体制の構築に向けた協定を締結したところでもあります。

さらに、今年度は、この協定に基づきまして、違法木材の受け入れ停止、悪質な事業者の認定取り消しなど、厳格な対応の推進や、認定事業者に対する違法伐採防止の意識向上を目的とした研修会の開催などに、官民一体となって取り組んでいるところでもあります。

**○有岡浩一議員** ただいま、合法伐採推進協議会という立派な名称の紹介がございましたが、その協議会の中に、違法伐採にかかわっている業者がおられることは、私にとっては大変違和感があります。

そこで、どうすれば違法に伐採された木材が流通せず盗伐が防げるのか、環境森林部長に見解をお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** これまでの協定締結等によりまして、原木流通に携わる関係者はもとより、県や市町村も一体となり、違法木材を流通させないための体制づくりを行いましたが、今後は、その実効性をより高めていく必要があると考えております。

このため、伐採事業者に対する法令遵守意識の一層の徹底を図りますとともに、原木市場等におけるチェック機能の強化などを進めることといたしております。

また、より厳格な運用に向けて、林業関係3団体が足並みをそろえて、立入検査の実施や指導から認定取り消しに至るルールづくりに取り組んでいくことといたしております。

県といたしましては、まずはこれらの取り組みを業界全体に浸透させますとともに、その効果も検証しながら、違法木材の流通防止につなげてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今、部長から、今後の取り組みについてお話がございました。県や市町村も一体となって、違法木材を流通させないための体制づくりをというお話でしたが、もう現状は、木材が鹿児島、熊本、大分、他県にまで流れていく可能性がある。そういった意味では、本県だけでなく、隣県との協力もこれから必要だと。さらに仕事量がふえて大変だと思います。しかし、それでもしっかりと取り組んでいかなければ、この問題は解決しないと思っております。

そういった意味で、知事に決意をお伺いしたいと思いますが、盗伐被害者の会員がふえ続けている中で、海外からも違法木材の流通について指摘を受けております。今後、違法木材を絶対出さないという知事の決意をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** これまで違法伐採が発生し、被害に遭われた方がおられる状況については、まことに遺憾であると考えております。先人の努力により確保された森林資源を活用していく上で、違法木材の流通というのは決してあってはならないことだと認識しております。

全国に先駆けて伐期を迎えている本県は、いわば課題先進県でありまして、これを課題解決先進県にしていかななくてはならない。そういう強い決意のもとに、先ほど部長も答弁しました、警察との連携での監視体制の強化、さらには、違法木材を流通させない、効果的で実効性のある体制の構築にも取り組んでいるところでもあります。

全国をリードする森林・林業県として、本県としましては、違法木材の根絶は極めて重要な課題でありますので、今後とも関係者と一体となり、使命感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** その知事の思いが各団体や皆さん方に伝わって、宮崎はそういった意味では先進県だと言われる取り組みを期待したいと思っております。

次に、本県のCLTの活用についてお伺いたします。

これは、環境森林部長にお尋ねいたしますが、本県において、CLTの生産体制が整っていない現状の中、県として今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** CLTは、一般的な建築工法に比べまして、部材費などが割高であり、また、設計できる技術者も少ないといった課題がございますが、コスト削減などの技術開発や、官民挙げての需要創出に向けた取り組みなどにより、都市部を中心に活用の広がりが期待されているところであります。

このため県では、効率的な製造方法の研究に取り組みますとともに、CLTを活用した建築物整備への支援や、その設計ができる建築士の育成、さらには、県内企業とともに日本CLT協会に参加するなど、全国のさまざまな情報の収集、共有を行っているところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じまして、CLTの活用促進を図り、県内における生産体制の構築にもつなげてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今、御答弁いただきましたが、都市部を中心に広がるというお話、期待されているということですが、私は、地震や災害

に強い、そういったものをこの宮崎から発信していくべきだと考えております。そういった意味では、このCLTの生産体制を早く築くべきだと思っております。先ほどの域際収支の関係で申し上げますが、県産材を使ったCLTを今回、防災庁舎に使うということを伺っておりますが、CLTの確保を県外で行うことで、加工費等が県外に流れます。安い材料を確保して高い製品を買って使うという流れは、外貨を稼ぐ産業の育成とは真逆の流れです。これでは域際収支のマイナスは解消されません。いま一度、宮崎県の得意分野をどう生かし、伸ばすべきか、検討されることを希望しておきます。

次に、ビッグイベントへの取り組みについて、総合政策部長にお伺いたします。

先日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウムが東京スポーツスクエアで行われ、聖火リレーについて、聖火リレー室長の岡田氏が経過報告をされました。

全国を駆けめぐる準備の大変さとともに、多くの関係者が携わり、期待されることが伝わってきました。

そこで、本県で行われる2026年国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会の機運を盛り上げるために、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 本県での国民スポーツ大会の開催に向けましては、県準備委員会に「広報・県民運動専門委員会」を設置しまして、これまで、ポスターの作成・配布や大会の愛称とスローガンの公募など、大会開催の周知に取り組んできているところであります。

先催県におきましては、県民参加型の啓発イベントの開催や、来場者へのおもてなしのため

の花いっぱい運動などの取り組みが行われているところでもあります。

今後、県準備委員会におきまして、他県の取り組みも参考にし、市町村、関係機関と連携しながら、全県下で開催の機運を盛り上げる取り組みについて、具体的な検討をして、実施してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今、答弁の中で、他県の取り組みも参考にとのお話がありましたが、私ももう一歩進んで、一つの例ではありますが、日本のふるさと宮崎国体の炬火リレーの場合、昭和54年ですが、6,224人が炬火リレーに参加しております。私は、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの取り組みの中で、例えば、車椅子の聖火ランナーの場合、どのような工夫が行われているのか、中継時の工夫など参考にし、宮崎での炬火リレーにはみんなが参加できる多様性を今から意識して取り組むことを期待しております。どうぞ組織が立ち上がったからではなくて、常に情報を収集しながら、参考になるものは取り入れる、そういう柔軟な体制で臨んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、国文祭・芸文祭の件でお尋ねいたします。

国文祭・芸文祭のフォーカスプログラムの一つに「宮崎の食文化」を掲げておりますが、どのような展開を計画しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 国文祭・芸文祭のテーマの一つであります、「宮崎の食文化」につきましては、豊かな自然により育まれた食材や焼酎、みそ、しょうゆなどの発酵食品、県内各地に伝わる郷土料理など、本県の豊かな食文化を、シンポジウムや各種イベントを

通して、県内外の皆様にご覧いただく機会にしたいと考えております。

また、県内各地での触れ合いを通して、本県文化を身近に感じていただくため、山の幸、海の幸をテーマに、多様な食文化や県産食材の魅力に着目したツアーの実施を予定しております。

各プログラムの実施に当たりましては、より多くの方々に御参加いただけますよう、関係部局とも十分に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 国文祭・芸文祭のフォーカスプログラムでは、宮崎ならではの記紀、神話、神楽や宮崎国際音楽祭、若山牧水、宮崎食文化とつながります。51日間に及ぶ宮崎の魅力のフォーカスに期待しております。

次に、国文祭・芸文祭では、全国の皆さんに宮崎のおいしい食材を紹介できるチャンスだと考えております。食文化の発信に農政水産部としてどのように取り組むのか、部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 全国から来県される方々に、本県の農畜水産物のすばらしさをツアーやイベントなどを通じて広くPRし、ファンになっていただくことは大変重要と考えております。

このため、宮崎ブランドを代表します宮崎牛やみやざき地頭鶏、黒皮かぼちゃなど、旬の食材を使った本県ならではの伝統料理を、県内各地で存分に味わっていただけるような仕掛けを企画したいと考えております。

また、県民の皆様にも本県の農畜水産物のよさを再認識していただく絶好の機会でもありますので、生産者を初め、学生など若い人たちが、おもてなしの心で食を通じた交流を深め、誇り

を感じていただけるよう、市町村や関係団体等と連携し、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ぜひ、来年の11月29日は宮崎のおいしい肉の日としてまたPRしていただきたいと思っておりますし、宮崎へまた行ってみたい、また、あれが食べてみたいなど、記憶に残る楽しいイベントとなることを期待しております。

次に、投票率向上について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

先月、リトアニアから北上して、エストニアの首都タリンを訪問しました。ジェットロからいただいた資料によると、人口132万人、面積は九州より少し広い4万5,336平方キロメートルです。ソビエト時代にITの研究が盛んであり、電子市民制度を導入しています。2007年、世界で初めてインターネットでの投票を国政選挙に導入した国で、ことしの3月には、元大関の把瑠都ことホーヴェルソン氏が国会議員となりました。通訳の若者に聞くと、電子投票は当たり前前で、全投票者の約43%が電子投票だったそうです。メリットとして、国外在住の有権者や若者、高齢者が自宅で投票できる、選挙費用が大幅に軽減できるとの話でした。

そこで、投票率向上のため、電子投票の導入について、選挙管理委員長の御所見をお伺いいたします。

**○選挙管理委員長(吉瀬和明君)** インターネットを活用した電子投票につきましては、投票所まで足を運ばずに容易に投票できる点につきまして、若者などの投票率向上が期待されるところでございます。

また、疑問票・無効票の解消や、開票結果が迅速かつ正確になされるなど、選挙の管理執行の面でも一定の効果があるものと考えておりま

す。

一方で、有権者である本人確認、投票の秘密の確保、システムの安定稼働の対策等の課題もありまして、現在国において、海外に住む有権者を対象とするネット投票の実証実験が計画されておるところでございます。

県選挙管理委員会といたしましては、近年の選挙で投票率の低下が大きな課題である中、こうした電子投票の導入に向けた国の動きにつきまして、注視してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま答弁いただきましたが、システムの安定稼働ということもございしますが、今後、電子投票等を導入するに当たり、ネットワークのインフラ整備が必要であります。

そこで、光ファイバーなどの高速のブロードバンド環境の整備に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのかを、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(渡邊浩司君)** 光ファイバーなど、高速のブロードバンド環境の整備は、県民の利便性の向上はもとより、産業振興の観点からも重要であると考えております。

このため県では、国に対して、条件不利地域を対象とした補助制度の見直し等について要望を重ねてきたところでありまして、今年度から、民設民営方式での整備が新たに補助対象となるなど、制度が拡充されております。

このような中、西都市で、新たな制度を活用しました光ファイバーの整備が進められているほか、美郷町におきましても、高速化に向けた取り組みが行われております。

県といたしましては、今後とも市町村、通信事業者と連携しながら整備促進に取り組めます

とともに、国に対して、引き続き、さらなる財政支援の充実について働きかけてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今答弁いただきましたが、本県のブロードバンド基盤整備率は99.8%と大変高いです。しかし、今おっしゃった高速ブロードバンドでないと、地域によってはかなり速度に差があるという課題があります。それを解消するためにこのような事業に取り組まれているわけですが、県民の中の切実な声として、やはり高速ブロードバンドの基盤整備、これを切に要望するという声をお届けしておきたいと思えます。

次に、宮崎県体育協会で活用しておりました「人材カード」について、教育長にお伺いいたします。

宮崎県体育協会では、定期的に人材カードの更新を行い、競技団体や関係機関との連携による選手の活動環境づくりに取り組んでいると伺っております。人材カードに現在58名の登録と、5年間で10名の成果があったと伺っております。今後、社会人選手や指導者の獲得のためにも情報の共有、マッチングは必要と考えます。

そこで教育長に、人材カードの活用状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありましたとおり、これまで県体育協会においては、優秀な社会人選手を獲得するために、県内で就職を希望する選手の情報を記載した「人材カード」を活用しまして、受け入れ企業等の開拓に取り組んできたところであります。

しかしながら、国体に向けた競技力向上のためには、さらなる取り組みの充実が必要であるとと考えております。

そのため、県競技力向上対策本部の中に、県体育協会を初め、経済団体や行政等から成ります専門委員会を設けまして、官民一体による選手の受け皿づくりに向けた検討を進めているところであります。

今後は、このような選手の就職支援の取り組みに加え、その後の強化支援も含めまして、就職した選手が活躍できる環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 人材を確保し、その人材がアスリートとして動ける時期、そして、その方が今度は指導者となっていく、そういった意味ではつながっていくということですので、人材カードを活用して切れ目のない体制づくり、これが国民スポーツ大会が終わった後のレガシーとして続く大変貴重な人材確保のシステムですので、十分活用していただきたいと思っております。

一つ、私なりの意見を申し上げたいと思いますが、先日、宮崎県武道館で演武大会がございましたので、伺ってきました。私は、まず会場で受け付けをした後に、男子のトイレに参ります。スリッパを見に行くわけです。8組ほどのスリッパがある中で、半分ほどがよそを向いている状態であります。私は並べて退出をしました。その後、どうなっているのか、20分ほどして見に行くと、やはり半分ほどよそを向いています。再度並べ直して退出しましたが、「来たときよりも美しく」という言葉が私の頭をよぎりました。よく耳にする言葉ですが、この言葉の意味は、次の世代へともっといい時代を残したいと、そういう意味があるそうであります。次に利用する人のためにきれいにスリッパを並べることは、誰にでもできることであります。そのような当たり前のことが自然にできる選手

であり、指導できる人材をこれからも育てていくためにも、今回の人材カードをただのデータとして扱うのではなく、県民のリーダーとして生かしていただくことを強く希望したいと思っております。

次に、福祉保健部長にお尋ねいたします。

2年前にも障がい者スポーツの推進について質問をしましたが、再度、現在の障がい者スポーツ選手・指導者の育成にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 障がい者スポーツ選手の育成につきましては、近年、県障がい者スポーツ大会の参加者数が減少傾向にあるため、現在、その裾野を広げる取り組みとしまして、市町村単位でのスポーツ教室の開催や障がい者スポーツクラブへの支援、各種競技会を実施しております。

また、全国障害者スポーツ大会の団体競技の中には、チームが編成できていない競技がありますので、本県開催を見据え、ソフトボールなどのチームづくりに取り組んでおります。

指導者の育成につきましては、初級指導員養成講習会を毎年開催しておりまして、現在264名が資格を取得しているほか、全国障害者スポーツ大会の強化合宿や各種競技会にも参加いただき、指導技術の向上も図っております。

**○有岡浩一議員** ただいま部長より報告いただきましたが、初級障害者スポーツ指導員が264名、中級指導員31名、上級指導員8名と聞いております。私が2年前に質問したときよりも29名ほど指導員が増員されているようです。

ただ、大切なことは、その指導員の方々に参加していただく、携わっていただく機会を徐々にふやす必要があります。大会運営などにも携

われる人材育成に期待しております。

最後の質問になりますが、全国障害者スポーツ大会の開催に当たり、障がい者に配慮した会場づくりが必要と考えますが、どのように取り組んでおられるのか、再度お伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 本県開催の全国障害者スポーツ大会の競技会場につきましては、来月初開催する県準備委員会の専門委員会を中心となりまして、会場のバリアフリーの状況等を踏まえながら選定を進める予定としております。

現在県が整備を進めている新たなスポーツ施設につきましては、多目的トイレやエレベーター、車椅子利用者用の観覧席の整備など、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設づくりを進めております。

また、県や市町村等の既存施設につきましても、会場地市町村など関係者と連携しまして、必要に応じて、スロープや多目的トイレ、案内表示の設置等も含め、大会に参加する全ての方々に配慮した会場づくりに努めたいと考えております。

**○有岡浩一議員** これからさまざまな準備が必要でありますけれども、7年後の全国障害者スポーツ大会がゴールではない、通過点となるような取り組みが必要だと私は考えています。大会後も指導者、選手が活動を楽しみながら続けられるような取り組みを、専門委員会でレガシーとして議論いただくことを要望したいと思います。

時間が若干ありますので……。今回の一般質問を職員の皆さんと協議する中で、森林盗伐について大変多くの議論をしてまいりました。このままではなくなならない、努力を継続します、そういうやりとりをずっとやってまいりまし

た。先ほど、当たり前のことを当たり前でできるといってお話をしましたが、山林所有者の山があり、その山の木が勝手に切られる、そして、その問題を指摘して裁判をしていくためには、泥棒に追い銭のように、またコストがかかって費用を出さなきゃいけない。そして、大雨が降れば、その現場が災害に遭う。地権者は自分です。その方にとってその山は、次の世代へつなぐ財産ではなく負の遺産でしかない。こういう山の地権者の思いをしっかりと受けとめて、このようなことが宮崎県ではもう二度と起こらない、そういう思いをしっかりと共有していただきたい。これが、当たり前のことの当たり前でできる県政であるというふうに思いますので、ぜひともこの強い思いを——そして、職員の皆さんもしっかりやるとおっしゃっています。この連携で、宮崎県の文化を、環境を守るためにこれからも努力してまいることをお誓い申し上げまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○山下博三副議長** 次は、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

ことしも今月18日から昨日28日までの日程で、日本とアメリカ、それにオーストラリアの3カ国による機雷掃海訓練が、日向灘・油津港沖で行われました。オーストラリアが加わるようになったのは昨年からです、訓練規模が拡大されています。

また、来年1月には、えびのの霧島演習場で、アメリカ海兵隊との日米共同訓練が予定をされています。新田原基地での日米共同訓練も

頻繁に行われており、さらに沖縄の訓練移転が行われるなど、宮崎の陸で海で空で、戦争に備えた軍事訓練が繰り返されています。

また、日米地位協定に基づく「2・4・b基地」の位置づけにも反して、緊急事態と米軍が判断すれば、いつでも新田原基地での離着陸を可能にもしています。まさに宮崎県が軍事拠点化していく状況にあります。

知事はこのような状態、事態をどのように受けとめておられるかをお伺いいたします。

あとは質問者席から続けさせていただきます。(拍手)

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 お答えします。

外交・防衛に係る問題は国の専管事項でありまして、本県で実施される米軍等との共同訓練や、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備等につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の基地負担軽減など大局的な観点から、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っておりますので、これまでも訓練等が行われるたびに、国に対して安全対策の徹底等を申し入れてきたところであります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、国に対して詳細な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元寄り添って対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○前屋敷恵美議員** 今お答えをいただきました。しかし、これまでの経過を見ても、地元寄り添った、また、情報提供など、なかなかされてこなかったのが実情でもございます。

さらに、安全な訓練をとということも要望されておるようですけれども、それを要求しても何の役にも立たないというのが実情ではないかと思うところです。これが今の県内の実態であることを認識した上で、続けて質問をさせていただきます。

新田原基地の米軍弾薬庫建設問題についてです。

この件については、新田原基地の米軍基地化につながる重大問題として、これまでも質問をしまいいりました。沖縄普天間基地の能力の代替、機能の移転と言いながら、普天間にはない弾薬庫を新田原に新設するなど、こんな理不尽なことはありません。防衛省は、米軍が使う弾薬庫を自衛隊の施設として建設するとしています。自衛隊としての安全基準を満たし、火薬類取締法の関係法令に基づく、この国内法の上に施設の整備をなすとしています。そうであるから安全だと言いたいのですが、決してそうではありません。

そこで、火薬類取締法第12条では、「火薬庫を設置しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない」ということになっていますが、法的手続はどうなっているのか、お答えください。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 弾薬庫につきましても、火薬類取締法上、「火薬庫」に該当しまして、通常、これを新たに設置する場合は、同法の規定によりまして、県知事の許可を受けることとされております。

しかしながら、自衛隊の設置する弾薬庫につきましても、自衛隊法の規定によりまして、県知事の許可ではなく、経済産業大臣の承認とされるなど、関連手続につきましても、全て国に

おいて行われることとなっております。

○前屋敷恵美議員 自衛隊法の火薬取り締まりの適用除外というのに当てはまるというわけですから、言いわけですけれども、この適用除外の第106条では、火薬類取締法第12条は適用除外に適用しない、すなわち火薬取締法を適用するとうたっているのではないかと私は読み取ったんですけれども、そうではないわけですね。改めて確認をしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自衛隊の設置する弾薬庫につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、自衛隊法の規定によりまして、経済産業大臣が承認をするということになっておりまして、関連の手続については、全て国において行われることとなっております。

○前屋敷恵美議員 この自衛隊法の施行令で、火薬類取締法の適用の特例を定めるということで、都道府県知事の責任、権限の及ぶところを全て経済産業大臣に読みかえるなどして、すなわち国が全ての権限を握ってしまうということになるわけです。まさに地方自治そのものの無視と言わなければならないと私は思います。法律の上に施行令や特例などをつくって、何でも国の思うとおりに事を進めることができる、こういう状態がつくられることになる。これが今の現状であるということをしつかりと——まさに不条理であるということと言わなければならないと思います。

でき上がった弾薬庫に米軍の弾薬を貯蔵・管理するということになるわけですが、自衛隊の弾薬庫に米軍の弾薬を貯蔵・管理ができるのか、火薬類取締法上の法的根拠はあるのか、伺いたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 火薬類取締法では、火薬類の貯蔵につきましても、保安上の

観点からさまざまな規定が設けられておりますが、貯蔵する火薬類の所有者を限定する規定はございません。

このことから、同法に定めます基準等に従い、自衛隊の施設に米軍の弾薬を貯蔵することは、法的に問題はないと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、法的に問題がないということでしたけれども、どんな弾薬が中に貯蔵されるのか、これは極めて大問題だと私は思っています。自衛隊が責任を持って管理をすれば、米軍の弾薬の貯蔵・保管は可能ということのようですが、その弾薬の種類が問題でありまして、これは防衛省に尋ねても、一切明らかにはいたしません。「弾薬の運用に関することは、米国政府との関係でお答えできない」と、こういう答弁なんです。

今、沖縄にあります米軍の基地では、放射能兵器でもあります劣化ウラン弾やクラスター弾などが貯蔵もされ、これが訓練に使われている、こういう状況がございます。ですから、新田原の自衛隊が管理するというこの弾薬庫にも、こうした危険きわまりないものが貯蔵されること、それが狙われていることが十分に予測が可能であります。「どういう弾薬が入るか、それはお答えできない」としながらも、「こうした劣化ウラン弾などが入るのではないか」、そう尋ねても、それへは否定は一切していないというのが今の現状でもありまして、極めてこの問題は大きいと思います。ですから、自衛隊につくられる米軍の弾薬庫、これは安全などとはとても言えない。住民の皆さん方は、このことに対して大変心配をしておられます。

また、地元には、「この国内法に基づいて弾薬庫がつくられるから心配ない」と言わんばかりの文書が配られているように聞いております

けれども、決して中身はそうでないことを、はっきりと私は申し上げておきたいと思いません。

そこで、当然、建築基準法に基づく県の許可も必要になると思いますが、その手続はどうなるのか、伺いたいと思います。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 弾薬庫を含む建築物につきましては、建築基準法に基づき、その規模や構造等によって、手続の有無や種類が定められております。

新田原基地の弾薬庫は、延べ床面積が200平米を超える鉄筋コンクリート造と聞いておりますので、建築主である国は、工事着手前の「計画通知」及び工事完了後の「完了検査」の手続が必要となります。

これらは、いずれも建築主事に対して通知することとされており、建築主事は、建築基準関係規定に適合しているかどうかについて審査や検査を行い、規定への適合が確認されれば、確認済証や検査済証を交付しなければならないとされております。

**○前屋敷恵美議員** 今、建築主事はその任に当たるということでしたけれども、この建築主事の権限というのは、県そのものの権限と見ていいんですか。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** <sup>※</sup>議員御指摘のとおりでございます。

**○前屋敷恵美議員** じゃ、県が許可するといいますか、認可するということになるわけですね。そういう手続でよろしいんですか。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** そういうこととなります。

**○前屋敷恵美議員** それでは、出された申請書どおりに建築物がつくられているかどうか、確認はされると伺ったんですけれども、それはさ

※ 118ページに訂正発言あり

れるわけですね。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 先ほど申し上げましたとおり、建築主事が、建築基準関係規定に適合しているかどうかにつきまして、審査や検査を行いまして、規定への適合が確認されれば、確認済証や検査済証を交付するということになります。

**○前屋敷恵美議員** 重ねてですけれども、つくる建物は弾薬庫です。ですから、火薬の量に対する安全性が担保されている構造、建築構造になっていないといけないと思うんですけれども、それが確かめられるわけですか。どういうものが入り、種類は別としても、どれほどの量の火薬が貯蔵されるのか、そういう前提のもとに建物がつくられるわけですから、それあたりもきっちり確認をした上での認可ということになるのでしょうか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 弾薬庫につきましては、建築基準法では倉庫に分類されております。手続が必要となりますのは、床面積が200平米を超える倉庫や、木造以外の構造で2階以上の階数を有するもの、または延べ床面積が200平米を超えるものとなっております。

**○前屋敷恵美議員** 倉庫といっても、弾薬を貯蔵する弾薬庫ですから、普通の倉庫とはまた意味が違うわけですね。ですから、安全性を担保するというにはならないんだと私は思います。それでも、それが認可ができるということであれば、私はそれは法の意味合いはなさないと思います。法的に認められるというのであれば、自治体権限の責任を果たすことにはならない。実際、国の法律でそれを認めなさいということになれば、まさに自治体無視、さらには住民無視、住民の不安に答えるものではないと言わなければならない。きつい話ですけど、ま

さに無法状態だと私は言わなければならないと思います。

しかも、県の職員という身分で、建築主事に判断が任せられ、本質的な中身を伏せた計画が受理されるということであれば、ますますそれは、県民にとっても大問題だと思いますが、県の責任としてはどういうふうに受けとめておられるのか、再度伺いたいと思います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 私どもとしましては、この建築基準法の規定に基づきまして審査を行い、書類の審査を行い、検査を行う。それに基づきまして、規定の適合が確認されれば、先ほど申し上げましたけれども、確認済証や検査済証を交付するという流れになるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** では、知事に伺いますけれども、知事は何を担保に県民の安全を守れるとお考えでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 先般、九州防衛局から、県に対しましても、施設整備の概要や今後の整備スケジュール等について説明があったところであります。弾薬庫につきましては、他の自衛隊施設にある弾薬庫と同様に、自衛隊として安全基準を満たすとともに、火薬類取締法等の関係法令に基づいた施設を整備し、通常は自衛隊が適切に維持管理するという説明でありました。

また、米軍が新田原基地に弾薬を保管する場合には、安全面に十分に留意し、細心の注意を払って弾薬を取り扱うよう、強く働きかける考えであると伺ったところであります。

弾薬庫の整備につきましては、地元の不安もお聞きしているところでありますので、県としましては、県民の安全・安心の確保の観点か

ら、引き続き国に対し、詳細な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元関係市町とも連携して対応してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 事実上、国民の命、安全を守るという法律そのものがなし崩しにされている状況を、この宮崎県で目の当たりにしたと思うところでございます。

冒頭述べましたように、宮崎の陸海空で軍事演習が繰り広げられ、来年1月には霧島演習場と熊本県の大矢野原演習場で実施されようとしている米軍再編に係る移転訓練は、米海兵隊と陸上自衛隊の実動訓練です。沖縄での県道越え実弾訓練と同様の訓練ではないでしょうか。しかも、米海兵隊のオスプレイも参加することを検討していることも明らかになっております。

こうした訓練を行いながら、「沖縄の負担軽減」を口実に、新田原基地を初めとして国内法が適用されない、アメリカの判断で自衛隊基地使用をも可能にするなど、まさに日本全土の「米軍基地化」が加速をしていると思います。

こうした在日米軍の駐留経費は、「思いやり予算」として全て国民の税金で賄われております。トランプ政権は今後、年間80億ドル(約8,640億円)、現状の4.5倍への増額を要求したことも報じられております。戦争を想定しての基地の強化や軍事演習、それらに費やす莫大な税金は見直しが必要とは思いませんでしょうか。

軍備で紛争や問題の解決が図られないことは、既に歴史が証明をしてきました。これほどの無駄遣いと危険性を伴うものではありません。

県土の平和と安全、何よりも県民の命と暮らしを守るべき知事として、軍事演習の中止、米軍基地化につながる弾薬庫建設を初めとする基地強化にきっぱりと反対を表明すべきと思いま

すが、知事の見解をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 外交・防衛の問題は国の専管事項でありまして、日米共同訓練や日向灘掃海訓練などの訓練につきましても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされるものと考えておりますが、県としては、県民の安全・安心の確保の観点から、訓練のたびに安全対策の徹底等を要請してきたところであります。

来年1月に霧島演習場で実施が予定されております日米共同訓練につきましても、先日、文書で要請をしたところでありまして、今後、本県で行われる訓練につきましても、国に対して、可能な限り早いタイミングでの詳細な情報提供や丁寧な説明を求めるとともに、安全対策の徹底を要請するなど、地元自治体の意向等も踏まえ、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 「防衛は国の専管事項」、このように知事は繰り返されます。知事としての責任は、これでは果たし得ないのではないかと私は思います。地方自治はなきに等しいと言えるわけです。県民の身になって、県民の立場で物事を考え判断する、知事としての責任を全うしていただきたい、このように思うところです。

また、観光立県やスポーツランド推進を目指して、豊かな自然環境や暮らしやすさをPRして、人口の増加も目指す宮崎のこの地の軍事拠点化は、県の施策にもマイナスの要因でしかないと思います。何より、県民の安心・安全にとって大問題だと思うところです。軍事演習の中止を求める立場に立って、県民の暮らしも安全も守っていただく、この方向にしっかりと立っていただくことを再度要求申し上げ、次の

質問に移りたいと思います。

次は、知事のラグビーワールドカップ観戦について伺います。

今回のワールドカップ日本大会は、日本中で、スポーツとしてのラグビーに、とても興味関心が高まったものだと思っております。

報道によれば、この大会に知事が、県ゆかりのスポンサーの企業などからのチケット提供を受けて、公務として無償で観戦されたとのことですが、観戦は当初から公務として予定されていたのか、それとも、チケットの提供を受けたので、公務での観戦ということにしたのか、そのあたりを明確にお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今回のワールドカップのキャンプの受け入れのみにかかわらず、国内外のトップチームが来ましたときは、それを歓迎し、県産品で激励し、そして、その大会での成功という情報をフォローする、場合によっては現場で応援する、そのような取り組みをしてきたところであります。

今回は、大会組織委員会やイングランドチーム、そして、大会スポンサー企業からの招待があったため、公務として観戦を行ったところであります。

知事本人が試合会場で応援しますことは、今申しあげましたように、プロ野球やJリーグも含め、本県で合宿を行ったチームと良好な関係を築いていくことで、大変大切なことだと考えておりました。関係先からのせつかくの好意を無にすべきではないという考えもありましたし、本県は国際規模のスポーツ大会誘致にも取り組んでいるところであります。

ラグビーワールドカップのような大規模大会の運営、現場の状況を実際に自分の目で見るとは、大変重要なことだと考えたところであります。

ます。

○前屋敷恵美議員 では、県ゆかりのスポンサー企業から5万円相当のチケット提供を受けたということになっておりますけれども、その企業がどこなのか、また、県とはどうかかわりといいますか、関係にある企業なのか、お答えいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) この点につきましては、相手方との関係がございますので、企業名の公表は控えさせていただきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 では、このラグビー観戦というのは当初から公務として予定をしていたということで、たまたま招待券をいただいたので、それを利用したということにすぎないという立場でしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど答弁申し上げましたのは、当初から公務として予定していたということではなしに、一般論としまして、さまざまなチームがキャンプをしていただいた、そのチームを場合によっては現場で応援するという機会を捉えて現場に行きまわりましたということをお願いした上で、今回については、大会組織委員会等からの招待があったので、それを公務として参加したということでございます。

○前屋敷恵美議員 では、最初から公務として位置づけていたというのではないということですね。私は、本来ならば、スポーツランドの推進なども含めて、知事が観戦されるのであれば、このチケット購入などは、公費としてきっちり購入をして観戦することが筋ではないかと思ったところですので、お尋ねをしたところです。

また、知事御夫妻にチケット提供があったと

して、夫人同伴での観戦を公務として、交通費の支出がされておりますが、夫婦同伴での観戦が必要な公務だったのでしょうか。その位置づけについて伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 夫婦同伴での出張につきましては、これまでも主催者から招待のありました事業で行っております。例えば、ドイツやアメリカの大使公邸でのレセプションでありますとか、園遊会、そうしたものにつきましても同伴で行っております。今回の試合観戦につきましては、組織委員会から、世界的イベントにおける国際的な慣例等により、夫婦での招待があったものと認識をしております。

御質問の試合観戦につきましては、大会関係者との交流も想定される中で、私としてもスーツ、ネクタイ姿で現場に行ったところでありますが、この大会が日本政府の全面的な支援のもとに国内12都市で開催され、皇族方の御臨席もあるなど、国家的な祭典としての性格を帯びている、また、招待の趣旨、社会的な儀礼の意味合いを考慮して、公務として整理を行ったものでありまして、県費の支出自体は問題ないものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 国家的祭典と位置づけられたということですが、国が主催した大会でもなく、しかも観戦はスタジアムの一般席だったわけですから、それほどの位置づけが必要だったのかという点では、私は甚だ理解に苦しむところです。交通費ぐらいと思われるのでしょうか、あくまでも公費の支出でございます。知事夫人が観戦の意思をお持ちだったのなら、自前で、自費でごらんになるのが本来のあり方ではないかと私は思うところです。その辺は明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。知事、いかがですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 残念ながら、妻はラグビーには余り関心はないわけではありますが。ただ、今御指摘のところでございます、会場に行ったときには、大会関係者のスペースではなく一般席であったということでありまして。以前、Jリーグの開幕ゲームに行きましたときは大会関係者の席で、そこで御挨拶をする、そういう機会があったわけではありますが、今回は、大会組織委員会からの招待ではありながらも、一般席であったと。そういうことで、結果的に、夫人同伴の必要性について県民からどのような見られ方がされるかというのは、真摯に受けとめる必要があるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 県民は、公費については非常にシビアな見方をしております。今、国会でもさまざま、桜を見る会などで問題にもなっておりますが、それと同一のものではないことは十分理解しておりますが、公費のあり方、支出のあり方について、その辺は十分細心の注意を払い、県民感情も含めて、公明正大な立場での支出に当たっていただきたい、このように思うところでございます。

それでは、次に移りたいと思います。延岡竜巻被害への支援について伺います。

午前中に田口議員も質問されまして、少し重なる部分もありますけれども、改めて質問させていただきたいと思います。

9月に発生した延岡の竜巻は、甚大な被害をもたらし、家屋被害だけでも525戸に及ぶと聞いております。被災された方々は、突然の災害に困惑をし、生活再建に不安を募らせておられます。私も現地を回らせていただきましたが、家屋被害では、部分的な被害、「一部損壊」が多く見られます。それでも改修費用はかなりの額に及び、年金が頼りのひとり暮らしの方など

は、「どう費用を工面すればいいのか、見通しがありません。先が見えず、生きる気力がなくなりました」と、悲壮感を漂わせておられました。激甚災害に指定されたものの、災害救助法の対応には至りませんでした。災害救助法が適用されれば、住宅被害への手だては一定できるわけですがけれども、人口の区分や破損状態、世帯数などの指定で適用が制約をされ、今回の竜巻被害にはこの救助法は全く役に立たなかったという結果となりました。

しかし、被災者にとっては、被害世帯の数が規定に達していないなどということは全く理由にはなりません。また、全国的にも、この制度上の矛盾、問題があらわれてきております。救助法が実態に即して生かされていくよう、真に被災者の救援につながるよう、制度の改善がどうしても必要だと思います。この立場で県も、国に対してその改善を求めることが必要と思いますが、県の考えをお聞かせください。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 災害救助法は、災害発生直後の応急的な生活の救助などを定めた法律でありまして、市町村や県の人口に応じまして、国が定めた一定規模以上の災害が発生した場合に適用され、避難所の設置や住宅の修理などの応急救助が実施されることとなっております。

このため、これまでも国に対しまして、被災地の状況に応じた弾力的運用が可能となるよう、災害救助制度の見直しについて要望を、さらには、今般の台風災害を踏まえまして、被災者生活再建支援法など、他の支援制度を含めまして、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を、全国知事会や九州地方知事会を通じて要望してきているところでございます。

今後とも、全国知事会等と連携しながら、被災者の支援制度の充実を求めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この支援制度、幾らあっても使えない、役立たない法制度では無意味なわけですから、真に役立つ法制度にするように改善を求めることだと思います。ぜひ県もこうした立場で——今要求もしていただいているようですが——引き続き強く国にその改善を求めていただくことをお願いしておきたいと思えます。

次に、延岡市が独自に被災家屋の復旧に支援する事業を立ち上げて対応する方針を決められました。県にも支援を求めておられます。改めて、県の対応をお聞かせいただきたいと思えます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 台風17号による竜巻で被災した住宅の復旧に対する支援につきましては、これまで延岡市と連携して国に要望するとともに、市の要望に対して、県としてどのような支援ができるか検討してきたところであります。

その結果、一部損壊の被害を受けた被災住宅の復旧に当たり、耐震性の向上に資する改修工事を行う場合には、国の交付金を活用することが認められたところであります。

これを受け、県としましては、市が創設した補助事業において、交付金を活用する場合の支援として、地方負担分の2分の1を負担することとしたところであります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ被災者の皆さん方に寄り添ったその施策、十分施行していただきたい、そのように思います。

続いて、「宮崎県・市町村災害時安心基金」というのがございます。今回の災害についても

その運用がなされると、被災者も対象になるというふうに思うのです。しかし、金額的には、まさに見舞金といった程度のもので、金額的にもですが、今回のような一部損壊の方々にも支給対象として広げられるよう、その拡大を図ることが必要ではないかと思えます。県の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、自然災害での被災世帯に対する支援策としまして、県と市町村が共同で「宮崎県・市町村災害時安心基金」を設置し、全壊、大規模半壊、床上浸水を含む半壊といった一定規模以上の被害が生じた住家について、被災後の当面の生活を支援するため、お見舞金として、それぞれ20万円、15万円、10万円を交付しております。

同基金の支援対象の見直しにつきましては、制度の趣旨との兼ね合いや市町村の財政負担など、課題もありますことから、市町村とともに研究をしてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 市町村との協議が必要なことは十分理解をするところですが、床上浸水、その一部損壊というところにまで対象が及んでいないと思えます。やはり被災された方々の暮らしを再建していく、その一助になるという点では、すぐに使える基金として活用していただきたいと思えますので、ぜひ活用範囲が広がるような対応を検討していただきたいと強く申し上げておきたいと思えます。

では次に、JR日豊線の美々津鉄橋の騒音対策について伺いたいと思えます。

耳川にかかる鉄橋の騒音について、これまでも住民の皆さん方からさまざまな御要求が、日向市当局にも、また県にも寄せられてまいりました。鉄橋周辺の幸脇地区においては、まさに耳元でうなり声を上げる鉄橋を渡る電車の騒音

が、長年、住民の方々の生活を著しく脅かしてきたという状況がございます。これまでに若干の処置がされたと聞いておりますが、十分ではなく、不快な生活を強いられております。

県として、切実な住民の要望を受けとめ、JR九州に対して、調査とさらなる対策を急ぐことを強く求めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** JR日豊本線は、通勤、通学等の生活路線として、また、ビジネス、観光等の移動手段として利用される重要な交通基盤でありますけれども、その運行に当たりましては、沿線地域の生活環境との調和を図ることが必要であると考えております。

耳川橋梁の騒音対策につきましては、JR九州に確認をいたしましたところ、これまでレールの継ぎ目の溶接などの対策を行っているものの、十分な改善には至っていないため、今後も、実施可能な改善策について検討してまいりたいとこのこととございます。

県といたしましては、引き続き地元の日向市とも連携を図りながら、騒音対策の状況について適時確認するとともに、JR九州に対し、一層の改善が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** これまでに日向市が行った独自の騒音調査では、最大値が100デシベルを超えており、これはWHOの基準をはるかに上回っているということからも、日常生活に及ぼす影響がどれほどのものであるかは、おわかりいただけたと思えます。ぜひ早急な対応をしていただくよう、お願いいたします。

次に、赤江浜侵食問題とサーファーの方々の赤江浜利用について伺います。

清武川河口の左岸の侵食が急速に進んできて

おり、このまま放置すると背後にある畑などにも影響が出かねないと、地元の方々の心配も募っております。早急な調査と対策が必要ですが、県の対応について伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 清武川河口北側の赤江浜におきましては、本年10月の台風19号により海岸の一部が侵食され、浜崖となり、海岸の利用に支障を来している状況にあります。

このため、今月発注しました清武川河川掘削工事で発生する残土を用いて、必要な対策を講じることとしており、できるだけ早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この海岸は、以前からもこうした状況がありまして、既にテトラポットの突堤や人工リーフなどを入れるなどの対策も行われてきたところでもあります。また、松林は松くい虫の被害が出るなど、海岸線の白砂青松は損なわれている状況が見てとれ、本当に胸が痛むところです。

この侵食対策は、浜崖と同時に侵食を防ぐ実効ある対策をどう講じることが問題であると思います。ぜひ、専門性を駆使した対策を講じていただくよう、強く要望しておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

続いてですが、この赤江浜には、早朝からサーファーの方々が詰めかけている状況がございます。出勤前に波に乗って職場に向かうといった若者も見られます。しかし、駐車するスペースも侵食等で狭くなっている状況とともに、トイレやシャワーの設備も強く要求をされております。

また、サーファーが浜に行く浜に通じる道路は、浜の近隣の集落の中の狭い道路を通るか、農道を利用するために、地域の人々の日常生活

や農作業にいろいろな弊害も出ております。堤防道路の整備などを行って、地域住民にもサーファーにも喜ばれる、安心できる環境を整えることが必要と思いますが、県の対応をお聞かせください。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 赤江浜におきましては、平成16年の災害を契機に、地元住民、海岸利用者、関係行政機関等で構成されず、「赤江浜海岸づくりフォーラム」を設置し、海岸の防護、海岸環境の整備・保全、公衆海岸の適正な利用の確保のため、定期的に意見交換を行い、合意形成を図っているところであります。

この中で、赤江浜に通じる道路の利用につきましては、海岸利用者が集落内を通行せずに清武川左岸の堤防道路を通行するよう、周知しているところでありまして、円滑な通行を確保するため、定期的に補修も行っているところであります。

また、トイレやシャワー等の環境整備につきましても、フォーラムの中で、地域住民の方々と海岸利用者が共存でき、赤江浜が魅力ある地域となるよう、引き続き意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 堤防の道路については、今現在、かなりの穴ぼこができております。非常に通りづらくなっておりますので、ぜひその改修をお願いしたいと思うところです。

施設やこの道路の整備については、県や市の責任のすみ分けを明確にするということも必要だと言われております。整備する必要がないとか、頭からやれないという考えでない限りは、行政サイドで検討することではないかと思えます。サーフィンをやりたいという移住者もふえています。これは県の施策の一環でもあるわけ

ですから、ぜひ、環境を整えることに積極的に取り組んでいただきたい、強く要望しておきたいと思います。

次に、日米貿易協定について伺います。

日米貿易協定承認案が、既に衆議院で自民党、公明党、維新などの賛成多数で可決され、参議院に回されております。国会に十分な資料も提出されないまま審議が進められ、今臨時国会での採択が狙われております。既に発効しているTPP11、日欧EPAに加えて、日本側の関税、非関税措置を縮小させ、農産物の市場開放、自由化を一層もたらすものになってまいります。宮崎の農業にとって、より打撃的なものになることは明らかです。

宮崎の農業に及ぼす影響はどれほどと試算するのか、明らかにお示してください。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 県の影響額の試算につきましては、これまでTPP11や日EU・EPAなど、国の方法に準じまして、国内対策が確実に実施されるとの前提のもと、本県農畜産物等の影響額を試算してきております。

今回の日米貿易協定が発効された場合の影響額につきましては、現在、試算を行うための情報収集や分析を行っておりまして、可能な限り速やかに公表できるよう、作業を進めているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 日米貿易協定は、日本が米国農産物の関税72億ドル分を撤廃・削減する一方で、米国は日本製自動車や同部品の関税撤廃を見送っており、日本が一方的に譲歩したものになっております。日本の農産物の市場開放・自由化を一層拡大するものです。

政府は、国内農産物の生産額が最大1,100億円減少すると見込んでおり、日本の農林水産業を衰退させ、食の安全を脅かし、食料自給率をさ

らに低下させるものになることは必至です。食料主権・経済主権を破壊する日米貿易協定の国会承認は、断じて認められないものです。

宮崎の第1次産業への影響は深刻です。県として、国会での承認に反対し、日米FTA交渉の中止を求めるべきと思いますが、知事の答弁を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の日米貿易協定を初めとした国際化の急速な進展に対しまして、農業者や関係団体等から、今後の農業経営の影響について不安の声があることは十分承知しておりまして、先日もそういう声を、農水省への緊急提言、要望でお届けをし、十分な説明、そして、対策というものを求めたところであります。

一方で、これまでも国のTPP対策等も活用しながら、例えば肉用牛や園芸施設の規模拡大に取り組み、生産基盤の強化や輸出に挑戦するといった、大変頼もしい事例も多く見られるところであります。

県としましては、このような国際化の大きな流れを、本県農業の競争力強化に向けた構造改革を推進する一つの機会とも捉え、今後とも、担い手の確保・育成や生産体制の構築、輸出の促進等の諸対策に、関係団体等とも連携をしながら、しっかりと取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** さまざまな対策を講じるということのようですけれども、幾ら日米FTA対策を打ったとしても、また販路拡大、特に宮崎牛の販路の拡大などが言われておりますけれども、こうしたことで輸出量をふやしたとしても、そのことが抜本的な対策、解決策にならないことは明らかです。ますます離農を加速させ、食料自給率の低下を招くこととなります。

宮崎の農業は、まさに家族農業を大事に守り

育てていく、このことがやはり後継者をつくることにもなります。規模拡大とか、そういったことだけで物事を進める、農業を維持できるというものではないと思います。

宮崎の基幹産業である農業を守らずして、宮崎の経済の発展も、また県民の暮らしも守れないと私は思うところです。

改めて、知事におかれましても、国に対して、こうした日本の農業、ひいては宮崎の農業の衰退につながるような農産物の自由化に道を大きく開いていく——こうした自由貿易そのものを間違いだと言うわけではありませんけれども、関税そのものを撤廃するというのは、自由貿易のルールからいってもおかしいと私は思うところです。

ぜひとも、日米F T Aの交渉の中止を強く求めていただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

次に、公立学校の変形労働制導入について伺います。

今国会で、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入することを盛り込んだ、公立学校教職員給与特別措置法改正案が、衆議院で自民党、公明党、維新などの賛成多数で可決されました。

この法案は、教員の長時間労働の是正をうたいながら、1年単位の変形労働時間制を導入して、残業代を支払うことなく、いわゆる繁忙期に1日8時間、週40時間を超えて働かせることができるようにするものです。今でも深刻な長時間労働を一層助長するものにほかなりません。

しかも法案は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに、自治体の条例で導入できることにしていることは大問題であり、条

例で労働基準法上の原則を踏みにじることは許されないものです。

そこで、同法案に対する教育長の御見解を伺いたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話のとおり、改正法についてはまだ審議中ですので、この法案における変形労働時間制につきましては、比較的業務量が少ないとされる夏休み等の長期休業期間に休日をまとめて取得できるなど、年度を通じて勤務にメリハリをつけることができる一方で、業務量の多い時期は1日の勤務時間が長くなるため、育児や介護中の職員への配慮が必要になるものと考えております。

そのため、改正法の成立、施行の後、本制度の導入をする際には、学校の実態をよく踏まえて、市町村教育委員会等とも十分協議を行いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、学校における働き方改革は、業務の改善と勤務時間の適切な管理等が最優先の課題でありますので、まずは、本年3月に策定しました、学校における働き方改革推進プランの具現化に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** まだ国会で審議中の法案ではありますけれども、これが強行採決されてしまえば、それに従って県も、教育委員会も対応が迫られるということになるわけです。

人間は、暇なときだからといって、繁忙期に睡眠を削って働いた分を寝だめするとか、また、休日をまとめてとればいいというものではありません。教員の長時間労働の解消には、業務の抜本的な縮減や、教員の大幅増員においてほかにはないと思います。教員の疲労・疲弊は、子供たちに影響いたします。子供たちの健全な成長、教育の質の向上には、教員の職場

環境、労働条件の改善が第一であることを申し上げておきたいと思えます。

あわせて、自治体が条例を変えないという判断を行うこと、各学校でも導入しない判断が重要であることを強く申し上げておきたいと思うところです。

私のきょうの質問は以上ですけれども、時間が少しありますので、宮崎県における……

○山下博三副議長 済みません、前屋敷議員、県土整備部長から発言の訂正がきていますので、よろしいですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 済みません。先ほどの発言を訂正させていただきます。

弾薬庫についての質問の答弁でございますけれども、先ほど私は、建築主事の判断は県の判断であるという趣旨の答弁をさせていただきました。実際は、県が任命した建築主事が、法令等に基づき建築主事として判断をするものということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○前屋敷恵美議員 今の御答弁ですけれども、だから、県として判断するというわけではない、建築主事個人にその判断が委ねられるということなわけですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 建築主事にその判断が委ねられているということでございます。

○前屋敷恵美議員 私、先ほどお話ししましたが、これほど重大な問題を、建築主事個人の判断でこれを許可ではなくて、認可でしたか。ただ、申請がそのとおりになっていれば、それでよしとするものだとは伺ったんですけど、それで問題が、安全が確保されるとか、そういうことでは全くないということが、改めて明らかになったと私は思うところです。とりわけ地元住

民の皆さん方の不安は増大しております。ひいては、地元だけでなく、県民全体に及ぶ問題にもなるわけですから、県の責任としてこの問題は十分受けとめていただいて、この弾薬庫建設の中止そのものを私は求めておきたいと思いません。

時間が参りましたので、以上で終わります。

(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月2日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会